

5 資 料

資料 1 1/3

周南市防災行政無線施設実施設計業務委託(平成17年度設計見直し)仕様書

第1章 一般事項

1 業務名

周南市防災行政無線施設実施設計業務委託（平成17年度設計見直し）

2 業務の対象地域

周南市沿岸地域

3 業務期間

平成21年10月(契約時)より平成22年2月26日まで

4 業務の目的

平成17年度に完了した委託設計に関して、現在の状況を鑑み沿岸地域の屋外拡声子局の設置位置を重点に、仕様及び図面、計算書等全てを再検討する。

5 業務概要及び範囲

本業務の範囲は次の通りとする

(1) 現地調査

主に沿岸地域等重点区域の再調査

周南市の「地域防災計画」に基づく重点区域あるいは指示頂く地域（公有地）において「屋外拡声子局」の音響範囲を考慮再検討し、設置場所を確定する。

(2) 拡声子局置局図の作成

上記(i)の調査に基づき、置局図を作成する。

(3) 設計内容の再確認と決定

基本構想見直し（将来への展開とJALARTへの対応を含む）

(4) 事業費のチェック

①設計時積算単価を今日の物価版にて修正 再計算する

②その他 打合せや現地調査による工事内容変更の反映

6 業務計画等

本業務の着手前に次の書類を作成し提出すること。

計画書については、監理技術者が適切に配置されていることを明示すること。また監理技術者については、官公庁が発注した同種業務を経験した者とすること。

(1) 業務計画書

第2章 実施設計業務

1 業務内容

(1) 実施設計にかかる前提条件

① 電波伝搬調査

平成17年度調査データを用いるが、測定が必要と認められる場合は再調査する。

調査にあたっては電波法第39条第1項に規定する無線従事者資格者を配置し実施すること。本業務は再委託ができないものとする。

② 積算基準

実施設計の積算要領は、国土交通省の工事積算基準を基本とすること。

③ 設計協議

設計協議は必要に応じ、隨時協議を行うものとする。

また、中国総合通信局との協議についても必要に応じ実施するものとする。

(2) 業務内容

① 調査業務

ア 電波伝搬調査

基本的に平成17年度設計の回線構成で実験を実施するものとする。

なお、屋外拡声子局の増設箇所については、実験前に机上により回線設計を行い、中予定地点を現地踏査し設置条件を満たすことを確認した上で実施するものとする。

回線数は、17年度設計で決定しているが、各中継局から屋外受信拡声子局は伝搬上重複するため、伝搬上有利な回線構成を選択する必要性から、机上回線設計と現地測定結果を比較した上で、他の中継局からの電波伝搬調査を実施すること。

区分	内 容	回線数	備考
中継波(FWA)	親局(消防本部) ⇄ 遠隔操作器	1回線	消防本部 市庁舎
サービス波	大ヶ原 ⇄ 屋外拡声子局間	必要回線	沿岸増設対象局

イ 調査内容

a 受信電界強度測定

親局-遠隔操作器間はミラーテストを行う

中継局(大ヶ原) - 増設拡声子局間は受信入力レベルを測定する。

平成17年度データにより不要とみなされる箇所は実施しない。

- ・ 気象条件、周囲雑音、樹木等の障害物
- ・ 商用電源引き込み
- ・ 周南市所有地等公用地を基本とする。

③ 施設設計

実施設計項目は、次のとおりとする。

ア 設計図

下記の図面をCADにて作成するものとする。

詳細は協議の上決定する。

- a 施設の位置図
- b システム系統図
- c 回線系統図
- d 本庁親局機器配置図、配管配線図、空中線基柱図
- e 遠隔制御局機器配置図、配管配線図
- f 中継局
 - ・ 敷地平面図
 - ・ 空中線基柱基礎図、空中線基柱図、局舎概要図、局舎基礎図

イ 縮算書（価格証書、工種単価表、施工単価表、労務単価表）

縮算書の作成に当たっては、価格根拠を明確にし、見積を添付すること。

ウ 発注仕様書

発注仕様書は、別途協議し作成する特定仕様書および主要な機器の仕様については製造メーカーを特定することのないよう作成し提出するものとする。

エ 無線局設置計画書（案）（中国総合通信局提出）

中国総合通信局の免許方針に従い、設置計画書（案）を作成し、提出すること。

部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員

資料2

協議事項報告書

報告日	平成22年4月19日(月)
報告者	防災危機管理課 藤井陽治

協議件名	周南市防災行政無線施設整備工事に伴う中国総合通信局との協議		協議回数
協議内容	設置計画書提出に伴う打ち合わせ		
協議日時	平成22年4月16日(金) 13:30~	協議場所	総務省中国総合通信局2F 会議室
協議出席者	協議先: 中国総合通信局 検査官 検査官 協議者: 中国電通技研 河川港湾課 宇佐川課長補佐、 防災危機管理課 山本課長、藤井陽治		

説明要領	<p>1. 協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置計画書の提出。 ・市としての将来構想を説明 <p>2. 中国総合通信局よりの指示事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アナログの新開設は認めていない、いずれは出口も閉めるとの見解。 ・将来構想である鹿野・熊毛を網羅した構想を示してほしい。 <p>今回の工事部分だけだと徳山・新南陽エリアに必要な出力及び周波数の選定となる。 よって、鹿野・熊毛まで電波が届くための根拠(10W)を示していただきたい。 (条件の悪い場所を選定し机上計算でいいので出力を出す必要がある) 本日提出の設置計画書である程度の周波数の絞込みをしておきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の工程を考えると、業者を早く選定する必要がある。
	以上
備考	

部長	次長	課長	主幹	補佐	係長	報告者	備考

協議事項報告書

件名 内容	防災行政無線に関するデジタル送信エリア及び機器使用について 第回						
年月日	担当課内協議（防災危機管理課・河川港湾課・JRC）			場所	危機防災管理課会議室		
出席者	吉木都市建設部長、手山企画総務部長 (危機防災管理課) 山本課長、藤井課長補佐 (JRC) [REDACTED]中国支店長、[REDACTED]山口営業所長、[REDACTED]課長、[REDACTED]主任、[REDACTED]現場代理人 (河川港湾課) 宇佐川課長補佐、高瀬						
配布資料	報告書						
説明・要旨	中国総合通信局からの見直し指示における検討課題および技術提案について 9月10日に中国総合通信局より指示のあった下記項目についての検討 ①親局を10Wにした根拠 ②周波数の割り当て、電波干渉、送信電力の検討 ③鹿野・熊毛地域の将来計画を考慮した検討 多重端局装置の改造に関する技術提案について						
打合せ結果 (D)	JRC ⑤机上シミュレーションにおいて大ヶ原中継所及び千石岳中継所から10Wの出力でデジタル波を送信した場合、九州及び四国までデジタル波が届くため（図の黄緑は概ね届く範囲で黄色はデジタル信号は途切れると思われる範囲）中国総合通信局の許可を得ることは難しい。（チャンネル数の有効利用の観点から同じチャンネルを九州・四国で使用できないため） ⑥5W（当初計画の1/20）の出力においても一部、中国・四国に掛かる。また熊毛・鹿野地区においては受信できない地域が出てくる。（10Wにおいても、受信できない地域もある） 中継所および再送信子局が近接しているため各々に違ったチャンネルが必要になる。（チャンネル数の削減を中国総合通信局より指示されている。） ⑦以上のことを踏まえ、中継所および再送信子局の位置・数を再検討する必要があると思われる。 ⑧机上シミュレーションを行い、最適な位置等を実測中を目処に検討していく。（基本は中継所の位置を動かさない方向で考えたい） それをもって中国総合通信局と協議を行い、OKが出れば電波試験を行う。その後、設置計画書の提出になると思う。仮免許の交付には計画書の提出後約3ヶ月掛かると思う。						
決定事項 (E)							
検討事項 (R)							
保留事項 (N)							
次回予定	⑨消防本部における、多重端局装置の改造について、中継所への接続部分と親局（周南市役所）への接続部分を分けることによって消防無線の断線時間を短縮出来る。また、網同期装置、LANスイッチ、メイアコンバータなどの供用が可能になり、コストダウンにつながる。発注の仕様のままでは消防無線の断線は数時間になる恐れが出る。 ⑩中継所の変更によっては（大ヶ原中継所）三菱電機の装置に関する改造の必要が無くなる可能性もある。（発注仕様が大ヶ原中継所を基に考えられているため、大ヶ原中継所を使用しない場合、別回線での送信もあり得る）						

部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員

資料 No. 1 / 協議事項報告書

報告日	平成 22 年 9 月 13 日 (月)
報告者	防災危機管理課 山本 英俊

協議件名	周南市防災行政無線施設整備工事に伴う中国総合通信局との協議			協議回数	第 3 回
協議内容	施工業者決定に伴う今後の打ち合わせ				
協議日時	平成 22 年 9 月 10 日 (金) 10:50~11:30	協議場所	総務省中国総合通信局 2F 会議室		
協議出席者	協議先：中国総合通信局 検査官 検査官 協議者：日本無線㈱ 河川港湾課 宇佐川課長 榎佐、 防災危機管理課 山本英俊				
説明要旨	1. 中国総合通信局よりの指示事項等 平成 22 年 4 月に周南市から提出された設置計画書において親局を 10W にした根拠がない。 周南市の場合は、周波数を割り当てるのに、これから周波数検討、電波干渉送信電力などの検討・協議を重ねていく必要があり、説明資料の作成から免許申請書の提出までタイトスケジュールになる。 現時点では平成 23 年 3 月に無線局免許状を交付することは約束できない。 鹿野・熊毛地域の将来計画も考慮し検討すること。 周南消防、大ヶ原中継、千石岳中継は消防設備と設備共用になり新設局として「防災行政用」の申請をすること。(※免許人：周南市) 多重無線装置が操作できる資格の無線従事者の選任が必要となる。 消防デジタルにともない、周南市消防の回線容量が不足になり機器更新（増設）等が発生した場合に市防災の運用に影響がないか、検討を要す。 技術計算（電波干渉）ができる資料があれば提出願いたい。 (周波数間隔・諸元・空中線電力・空中線高・位置)				
	以上				
備考					

平成22年9月30日

周辺防護・計測・監視課

所在地 広島市中区八丁堀14番6号
広島八丁堀第一生命ビルディング 10F
会社名 日本無線株式会社宇品支店
代表者名 文店長 鈴山 春文

ご報告

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

周防第95号「防災行政無線施設整備工事契約に係る状況報告について（後稿）」の件につきまして、下記の通りご報告いたします。

1.三発電機との協調状況の報告について

1.1 三発電機の多重無線装置との接続協調状況

弊社機器のインタフェース条件で接続確認を三発電機と実施しました。

確認事項および状況は、以下のとおりです。

- | | |
|---------------|---|
| ① 4ワイヤンクフェース | : 問題なし |
| ② 726インターフェース | |
| 物理インターフェース | : 問題なし |
| 論理インターフェース | |
| 離線動作パターん | : 三発電機より電話にて問題ないと
聞いており、文章の回答を求めております。
しかし現在未回答です。
弊社装置で動作可能な対応はできる旨、
三発電機へ連絡しています。 |
| ブロー制御 | : 問題なし |

2.リードガル処理動作について

多重無線装置が啟動した場合のリードガル処理動作については、弊社装置で対応が可詮な状況です。

ただし三発電機からはリードガル処理動作の説明は、NDA（秘密保持契約）後に、
開示いただることになっております。

このため、三発電機はリードガル処理動作を、インターフェース条件の一部として説明
しておりますが、弊社としては問題なしと考えております。

*NDAに該しては、市（消防舎を）、三発電機、日本無線で契約連携中です。

答
付

1.3 三菱電機との契約について

三菱電機より、契約に際しては、仕様、納期、価格の決定後と回答頂いており、
内容決定が済み次第、早急に契約致します。

2.工事の施工計画

詳細な施工計画を作成する準備を進めています。

工程（案）を添付致します。

機器仕様が決定次第、納期の詰めを実施し詳細工程を別途、提出させていただきます。

2.1 調査進捗状況

・周南市段作成の設置計画書（案）について協議（中國総合通信局）9月10日

・現地調査実施中（今年度分） 9月16日～9月27日

以上



平成 22 年度

周南市防災行政無線施設整備工事

施工計画書

当初 平成 22 年 8 月

更新 平成 22 年 9 月

三 次

1. 工事概要
2. 総括工程表
3. 現場組織図
4. 安全管理
5. 使用機械器具
6. 主要資材庫
7. 施工方法
8. 施工監理計画
9. 緊急時の体制及び対応
10. 交通管理
11. 環境対策
12. 現場作業環境の整備
13. 建設副産物の適正処理方法と再生資源の利用促進
14. その他

日本無線株式会社

1. 工事概要

- (1) 工事名 : 平成22年度 周南市防災行政無線施設整備工事
- (2) 工事場所 : 周南市役所 周南市岐山通1-1
周南市消防本部 周南市新宿通5丁目1-3号
大ヶ原中継所 周南市大字須々万本郷字大ヶ原849番地1
千石岳中継所 周南市大字高瀬字又二郎ヶ谷1311番地2
徳山・新南陽区域 117局
- (3) 工期 : (自) 平成22年 7月28日
(至) 平成24年 3月31日
- (4) 請負代金の額 : ￥488,250,000(税込み)
- (5) 工事概要 : 本工事は、周南市防災行政無線施設整備工事の特記仕様書に基づき、設備の設計・製作・搬入・設置・据付・調整、既設機器の改修・試験他局との電波混信調査、諸官庁検査、運用までの一切の工事及び諸手続きを行います。
- (6) 工事内容 : 表-1
- (7) 発注者 : 周南市役所
主任監督員 氏名 宇佐川 政信
監督員 氏名 高頼 文三郎
- (8) 請負者 : 日本無線株式会社 中国支店
広島市中区八丁堀14番4号
連絡先 日本無線株式会社 山口営業所
山口県山口市神田町5-11 山口神田ビル
TEL 083-923-7857 FAX 083-23-2906
現場代理人 氏名 [REDACTED]
監理技術者 氏名 [REDACTED]
- (9) 適用規格
機器の設計製作、現地施工にあたっては、次の法令及び諸規格に準じて実施致します。
1) 電波法及び同法関係規則、告示
2) 総務省中国総合通信局の防災行政用無線局の免許方針
3) 有線電気通信法および同法施工例、同法施工規則
4) 電気設備に関する技術基準を定める省令
5) 日本工業規格(JIS)
6) 建築業法及び同法関係規則
7) 日本電気規格調査会標準規格(JEC)
8) 日本技術標準規格(JES)
9) 日本電気工業会標準規格(JEIA)
10) 日本電子機械工業会規格(EIAJ)
11) 選択呼出方式(郵政省告示第515号)
12) 周南市諸規則
13) 山口県土木工事共通仕様書に定めるもの
14) 建築基準法及び同法関係規則(建造物の法定手続き)
15) その他関係法令、規則、条例等(監督職員が定めるもの)

周防第148号

平成23年1月19日

日本無線株式会社

代表取締役社長 謹 訪 順 久 様

周南市長 島 津 幸 男

周南市防災行政無線施設整備工事について

平成23年1月17日付け「周南市防災行政無線施設整備工事について」（以下「貴社見解文書」という。）により、本市の平成23年1月13日付け周防第142号「催告書」（以下「催告書」という。）に対する貴社の見解を示されておりますが、本市が催告書で提出を求めている内容と齟齬がありますので、再度、その内容を下記のとおりお知らせします。

については、その内容を十分ご理解の上、催告書で指定しております期日までに関係書類を提出してください。

記

- 1 平成22年12月28日付け周防第139号のなお書きは、契約書や設計図書で定めた内容（工期の遵守等）に基づき履行するよう求めているものです。
- 2 催告書で提出を求めている書類は、平成22年11月30日付け周河第991号（以下「指示書」という。）で指示している趣旨と一にするものです。
 - (1) 施工計画書については、当初においても特記仕様に基づく全てを包括したものは提出されておりません。今回は、工事が遅延している事態を踏まえて、今後の工事進捗に対する施工計画書の提出を求めるものです。
 - (2) 貴社見解文書「2. ②貴催告書第2項」において、市が「決定の上、弊社に対して明確に示していただく点」とありますのは、平成22年11月24日付け8MD-1633-101124-02「周南市防災行政無線施設整備工事について（質問）」などで言及されています、当該文書別紙「防災行政無線施設整備工事に係る無線局免許取得に関する問題点について（質問）」中「4. 検討に際しての条件」の条件1から4をいわれるものと思われます。

当該事項については、平成22年9月29日の協議や指示書で、既に、市においてその内容を明らかにしているところですが、再度、次のとおり明示しますの

で、これを踏まえて「平成22年度中における計画・工程・スケジュール」を提出してください。

- ① 条件1 お見込みのとおり。(サービスを行なうと考えてください。)
 - ② 条件2 お見込みのとおり。(検討を行なってください。)
 - ③ 条件3 設計、仕様どおりに施工すること。(設置はできません。)
 - ④ 条件4 設計、仕様どおりに施工すること。(多重無線回線の使用は必須条件です。無線回線での中継方式は認めていません。)
- (3) 「三菱電機株式会社が施工することを確認できる書類」とは、三菱電機株式会社製消防多重無線との接続確認のみではなく、その施工について三菱電機株式会社が行なうことが確認できるものです。

【問合せ先】
防災危機管理課
電話：0834-22-8208

資料

Ⅳ

周南市防災行政無線施設整備工事

特記仕様書

平成 22 年度

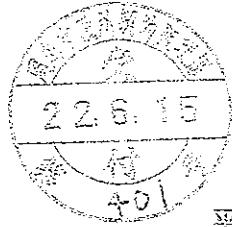
周 南 市

3-8 納入品目一覧表（主要機器）

機器名	設置場所
主卓(遠隔制御装置A型)	周南市役所
副卓(操作卓)	周南市消防本部
地図表示盤	周南市役所
自動通信記録装置	周南市役所
音源卓	周南市役所
無線送受信機(60MHz 帯デジタル)	大ヶ原中継所、千石岳中継所
屋外拡声受信装置(アンサーバック無し)	沿岸部全域
外部接続箱	沿岸部全域
電源接続箱(自動復帰型ブレーカ)	沿岸部全域
再送信子局(親局向け)	指定場所
再送信子局(拡声子局向け)	指定場所
インターフェースコンバータ (※)	周南市消防本部、大ヶ原中継所、千石岳中継所
多重端局装置 (※)	周南市役所
既存多重端局装置増設 (※)	周南市消防本部、大ヶ原中継所、千石岳中継所
綱同期装置 (※)	周南市消防本部
18GHz 帯 FWA 無線機・パラボラ空中線	周南市役所、周南市消防本部
光成端箱	周南市役所、周南市消防本部
メディアコンバータ	周南市役所、周南市消防本部
LAN スイッチ	周南市役所、周南市消防本部
映像エンコーダ	周南市消防本部
映像デコーダ	周南市役所
直流電源装置	周南市役所
DC-DC コンバータ	周南市消防本部
AV ラック ※既設機器を補修の上、使用	周南市役所

(※) この機器は既設機器製作者のものと同等以上であり、製作者の承諾を得たものであること。

審査5



平成22年6月14日

異議申立書

周南市長 島津 幸男 殿

申立者 三菱電機株式会社 中國支社
支社長 安田 達

行政不服審査法に基き、以下の通り申し立ていたします。

1. 異議申立の骨子

平成22年5月24日付けで公告のあった【工事名】周南市防災行政無線施設整備工事 条件付一般競争入札に弊社は応札いたしております。

平成22年6月10日の新聞報道などで防災無線施設整備工事（以下本工事という）の落札決定が日本無線株式会社（以下JRCという）に決定したと報じられ、又、JRC殿より6月10日午前中に突然不審な連絡があったため平成22年6月11日真偽を確認するために本工事施工主管部署である土木建設部吉木部長様に面談の上、事実確認を行いましたところ、低入札にも係わらず また契約に際し仕様書などを無視し周南市に条件が整っているような申し出により契約を誘導している事がうかがえたのでこの契約に異議を申し立てます。

2. 虚偽の事実

本工事には弊社が納入した消防無線多重回線施設に増改修をほどこし施工する部分があります。製造者（弊社）に工事可否の確認、方法、見積の提示を求めることがなっていますが、JRC殿は弊社に了承なく周南市様にあたかも既に工事を了承が出来ているかのように申告されています。

JRC殿より連絡があり（6月10日午前）下請け工事請負の了承を周南市側の意向として求められましたが、相互の機器仕様（インターフェース条件等）の確認が未実施であり技術的確証が得られないため下請け承諾は出来ないことをご連絡いたしました。その後（6月11日）状況の確認に周南市様を訪れ、顛末を申しあげました。

この部分は重要な部分で弊社の技術ノウハウの部分であり安易に了承することは出来ない部分で御座います。

契約事項（機器仕様書）に明記されてあるものです。（特記仕様 12/37）

また、JRC殿の入札金額は低入札であり、不誠実な入札行為での契約に異議を申立てます。別紙（1）の条項の調査確認を申し立て再審議をお願い申しあげるものです。

別紙(1)

1. 周南市様への要望

①弊社は工事承諾をしていないにも係わらずJRC殿に「落札決定」「仮契約」を行った審査経緯の公表。

②低入札調査であるにもかかわらずその調査で必要となる資料（承諾書）などが無いのに市側がJRC殿を受け入れた事

2. 弊社とJRC殿との事実関係

①弊社と技術確認を実施していない。

②弊社がコンプライアンスに問題があるため「打合せ・機器改造承諾を断った」と偽りの証言をしていた（6月11日）

③弊社が技術確認のため最低条件である機器仕様（インターフェース条件）の相互確認実施依頼を要求したが、JRC殿の無回答により実施を怠ったにも係わらず、弊社が改造承諾をあたかも承諾しているような申告をしている（6月11日）

（JRC殿デジタル防災行政無線同報系機器と弊社の消防用多重無線機器との接続実績はありません。そのため最低限の技術確認は必ず必要なのです。業者決定後、接続不可能である事実が発覚すれば低入札でもござりますし、取り返しのつかないこととなります。そのため弊社は安易に考えることは出来ません。）

以上の行為がうかがえましたので低入札審議での事実確認再調査の実施を、JRC殿・弊社を個別又は、同席により実施いただけることを切に要望いたします。

以上

異議申立てに係るヒアリング（平成22年6月15日）

出発台（岡山市）

企画部
企画課長 原山 雄二
企画課企画担当課長 香木 邦二
企画課企画担当課員 沢田 伸明
安価監理課長 木村 伸明
防犯危機管理課長 山本 義久
河川港湾課長 岩谷 宇佐己
河川港湾課企画担当課長 三浦 三郎
安価監理課企画担当課長 清田 和洋

出発台（日本橋（株）中国支店）

質問項目		質問項目	質問項目	質問項目
下請け工事請負の了承を即席の捺印として求められたときに、	JRCには、風機申立書にあるように、「相互の機器仕様の確認が実家始め、技術的確認が得られないため、下請け業者はできないことを連絡した。」とあります。	うちの方の[]から、最初は[]のほうに連絡をいれました。その後の三段階はさんからの回答は	うちの方の[]から、最初は[]のほうに連絡をいれました。その後の三段階はさんからの回答は	うちの方の[]から、最初は[]のほうに連絡をいれました。その後の三段階はさんからの回答は
①JRCのどなたが、三菱電機のどちらから、連絡があつたのですか。再度の確認にならうかと気がしますが、	あつたのですか。再度の確認にならうかと気がしますが、	[]ですかね。。。。	[]ですかね。。。。	[]ですかね。。。。
文部省いたをいしているということで、	文部省いたをいしているということで、	うちのほうにお願いしたことについての話は、うちが該文書をお出したら注文書を契けさせていただけますか	うちのほうにお願いしたことについては、うちが該文書をお出したら注文書を契けさせていただけますか	うちのほうにお願いしたことについては、うちが該文書をお出したら注文書を契けさせていただけますか
②市は、JRCからコンプライアンスの問題から、確約書の提出はできないと聞いており、三段階との申立書とのニュアンスというか、提出理由に違いがあるが、コンプライアンスの問題、このことについては、責任はどういうふうに理解しているか。	このことについては、責任はどういうふうに理解しているか。	そこでしての向こうの社印を押したもののはお出しでよほせんつていうふうが話でした。。。。	そこでしての向こうの社印を押したもののはお出しでよほせんつていうふうが話でした。。。。	それはそのとおりだらうということです。うちはもうこれでは、実際会話を受諾させたいだそれで、機器のこちらのほうに承認、図面どかそれほどを前に手続さんと打ち合わせなどして、今やるべきことじやないだらうということですと認めました。
ニュアンス的な面で、県社の考え方としてはコンプライアンスの問題があるので、三段のいわれることはそれはそうだろう、と理解されたら、どちらの意見でそれは出せないといわれた、という風に言わないと、要するに、下請としてあるべきか、連絡が受けないか、その点で出せないと。	それはそうだろう、と理解されたら、どちらの意見でそれは出せないといわれた、という風に言わないと、要するに、下請としてあるべきか、連絡が受けないか、その点で出せないと。	見送を私はをして貰うつもります。見送を私はをして貰うつもります。見送を私はをして貰うつもります。	見送を私はをして貰うつもります。見送を私はをして貰うつもります。見送を私はをして貰うつもります。	見送を私はをして貰うつもります。見送を私はをして貰うつもります。見送を私はをして貰うつもります。
それがしないかといふのは？	それがしないかといふのは？	これがしないかといふのは？	これがしないかといふのは？	これがしないかといふのは？
それがしないかといふのは？	それがしないかといふのは？	これがしないかといふのは？	これがしないかといふのは？	これがしないかといふのは？

2. 現場の状況

<p>⑥ 消防局幹事會は現地調査に当惑修了を終えることになったり、この部分が現地調査である三段階順序さながらに、上が可否の確認、万が一、見直の報告を求めるべきであるが、JRCは「三段階」に該當しないと判断しておらず、このことについて、実際ども謝罪されておりませんとされています。</p> <p>明らかに、より良い内容から見て正確は得点できるものであって、表してほほして違う立場をやるようになります。</p> <p>通常にござるるとぞに、見解以外にやへんの確認をとることをやることがありますか?が見えて、そこには必ずしもう届け出を待っているものとぞ。</p>	<p>明らかに、より良い内容から見て正確は得点できるものであって、表してほほして違う立場をやるようになります。</p> <p>通常にござるるとぞに、見解以外にやへんの確認をとることをやることがありますか?が見えて、そこには必ずしもう届け出を待っているものとぞ。</p> <p>JRCでは、見解申立てがある場合は、「相互の機器係の確認が実施済み」、「相互通信証が交換済み」、「下部行承端部はできないことを見積定した。」とあります。</p> <p>① JRCさん、監査官たちが三段目に現地をされましたか?」「...」こと現地移した」ということで、どちらがなつて、どちらがなつたとぞ。</p> <p>で、どちらがなつて、それを市から依頼したから、前に対してそういうことでしたよ、といふ。</p> <p>JRCからコンプライアンスの問題と聞いて、市役所との整理だと思ひ、以前にそのような整理かいくことがでつめたら融資と見られて止めを押すないことをやったが、三段はどう発覚するかがわからぬと思ふが、それが一概現地と見うが?</p>	<p>② JRCからコンプライアンスの問題と聞いて、市役所との整理だと思ひ、以前にそのような整理かいくことがでつめたら融資と見られて止めを押すないことをやったが、三段はどう発覚するかがわからぬと思ふが、それが一概現地と見うが?</p> <p>でなぜならつていう回答がぬつて、それを市から依頼したから、前に対してそういうことでしたよ、といふ。</p> <p>JRCからコンプライアンスの問題と聞いて、市役所との整理だと思ひ、以前にそのような整理かいくことがでつめたら融資と見られて止めを押すないことをやったが、三段はどう発覚するかがわからぬと思ふが、それが一概現地と見うが?</p>	<p>うーん、今まで決したことがないですね。</p> <p>通に段々も、見積りを出したばども、税制的な打ち合わせということで、他社さんとの入札期間中ですとか、その話つてのは、逆に相手からも来るなかつたです。</p> <p>うちもよくわからぬいなん。 ⑤監査官立候に、「相互の機器係の確認が実施済み」であり、「接続端子端部が得られたが、」にていふとあります。しかし、ここでの意味はちょっと良くわからなくて、こちらから聞くのも遠慮なのでですが、その部分は、重要な部分で弊社の技術ノウハウの部分であります。そこでしておこなうことは、三段さんどんう思われてかるかは私も良くわからぬいですねえ。おそらく中堅カンの多面開拓のところは、三段さんどんう思われるははずなだけですね。どちら、ここで言つていうことがよくわからぬいなん。 ういつたものと一貫的につく、JRC、競合メーカーに教えないよ、という意味ではないかなと。</p> <p>それ、つて当たり前のことのように思ふんですけど、どうしかとれないかなと、思ひながら、それが気に又算として出てきてひっくりしちゃうか。</p>
--	--	--	--

資料 4

1/3

SD-L-1688-101124-01

平成 22 年 11 月 24 日

周南市長 喜 海 吉 弘

所在地 広島市中区八丁堀 14番4号
本店八丁堀第一生命ビルヂング 10F
会社名 日本無線株式会社中國支店
代表者名 販売部長 楠山義文

周南市防災行政無線施設整備工事について（回答）

特記について、平成 22 年 11 月 10 日持て文書（周防第 126 号）にて周南市長より麻生のありました件について、下記のとおり回答いたします。

弊社としても工期内（平成 24 年 8 月末）の完工を達成すべく努力しておりますが、弊社検索事項に対するご了承の是非と共に、周南市長が本事業を推進されるか否かについてご判断願りますようお願い申し上げます。

記

1. 初期設計に関する弊社の考え方

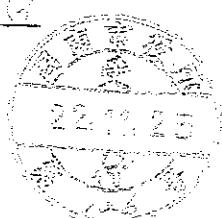
“当初設計”とは“特記仕様書”を意味するとの理解の下、弊社の見解を申し述べます。弊社としては、特記仕様書の記載事項について、調査機器との調整および仕様根拠は設計段階で適切に検証されたものであると理解しておりましたが、応札時以来、特記仕様書の記載事項の解釈、および記載のない事項について疑惑が生じております。その都度、弊社は最適なシステムを納入すべく、誠意をもって周南市長および関係当事者と協議、調整に努力してきたところでございます。以下に、主な問題点とそれらの解決策を挙げます。

①特記仕様書の問題点

- (1) 「製作者の承諾を得ること」の解釈を巡り、当事業（周南市長、三菱電機、弊社）間で長期に亘る協議を要する結果となつたこと

ご承知のとおり、6月 10 日に仮契約を締結して以降、特記仕様書 10 ページ目に記載のある「製作者の承諾を得ること」の「承諾」に調達して 6 月 14 日に三菱電機が異議申立てを行い、7 月 27 日に至るまで本物件の本契約が成立しておりませんでした。本契約に至った以後も、「承諾」の解釈に誤解して、周南市長、三菱電機、弊社それぞれの認識の違いから、約 3 ヶ月に亘り協議して参りました。

弊社では、市議会での諮詢を踏まえ周南市長からご指示のありました「接続確認(イ)



ンターフェースの同期)」と理解しており、一方で三菱電機は「防災行政無線システム全体として確認を要する」との見解を示され、あるいは「承諾の定義・条件が不明な状況では承諾書は出せない」と弊社に回答していたため協議が難航したものです。

これにつき、入札時の質問において「特記仕様書を満たす機器であれば、基本的に既設機器製作者の承諾は得られるものと考えている。」と周南市殿よりご回答頂いていたため、「承諾を得る」ことの条件については周南市殿と三菱電機との間で協議済みであると弊社は理解しております。ここに誤解が生じたものと考えております。

(2) 周南市消防本部の回線停止時間について、特記仕様書には具体的な周南市殿の指定条件が記載されていないこと

特記仕様書通りの施工では、網同期装置を新設することに伴う同期再引き込みのため、消防本部の回線を含む既設多重端局装置の各回線を相当時間停止することになります。

特記仕様書には、回線の不停止が絶対条件なのか、許容範囲が認められるか等の記載がないため周南市殿、消防本部との協議において確認したところ、「回線は停止してはならない」との指示がありました。

また、既設の回線使用状況、予備回線の有無等に係る情報提供および消防本部との連用面での調整等に関する周南市殿のお考えについても、今後協議が必要と考えております。

(3) 本来は入札公告前に、周南市殿とコンサルタント間で決定すべき事項につき、中国総合通信局から検討・協議が必要であると指摘を受けていること

本年9月10日に中国総合通信局を周南市殿ご担当者様と弊社とで訪問、協議した際に、特記仕様書に基づく設置計画書(案)では免許を出すことは約束できないとの指摘を受けると同時に、検討・協議を要する点も挙げられております。

これらにつき、少なくとも指摘を受けた事項については、周南市殿の見解を頂戴する必要がありますが、現時点で明確な見解を頂戴しておりません。

仮に設置計画書(案)を見直す場合、特記仕様書で指定された内容に変更が生じ機器構成が変わる可能性があり、工程の手戻り、不要機器の調達、数量変更による納期遅延等の恐れがあります。このため、中国総合通信局との協議が可能な設置計画書(案)となるまで、弊社では、内容に変更が生じ得る部分に係る機器調達・手配はできない状況にございます。

②問題点に対する解決策

(1) 「製作者の承諾を得ること」の解釈を巡る協議について

この点について、弊社では、周南市殿が指示された「接続確認」については完了しておりますので、解決したものと理解しております。

これが周南市殿のお考えと相違する場合、特記仕様書でいう「承諾」の明確な定義について、周南市殿が製作者（三菱電機）と協議の上でお示しください。前述したように、三菱電機も「承諾」の定義が不明であると指摘しております。

(2) 周南市消防本部の回線停止時間について

弊社では、次のいずれの方法でも施工は可能ですが、回線の停止に伴う運用への影響を回避するには弊社案が適切と考えております。なお、弊社より網同期装置の裏番につき周南市殿のご判断を求めており、回答をお待ちしている状況にあります。

【特記仕様書通り】

既設の三菱電機製の多重端局装置を改造し、弊社製品と接続する方法。

【弊社案】

予てよりご提案申し上げている「消防本部一大ヶ原中継所・千石岳中継所」と「消防本部一市役所」の回線の機能を分離する方法。（これは特記仕様書で定められた仕様と相違するものではないと考えております。）

- 施工時に消防回線の回線停止時間の問題を生じることがなく、消防運用への影響を回避することが可能。
- 機能を分離しているため、分けて発注することで、現状で既に生じている工程遅れを短縮することが可能。
- 機能を分離することで、防災行政無線と消防設備無線網との混在が解消でき、運用・管理上の責任分解点を明確にすることが可能。

(3) 中國総合通信局からの指摘事項について

現行の設置計画書(案)に対して信憑性を疑われていることから、周南市殿で設置計画書(案)を見直す必要がありますが、周南市殿のご要請に応じ、弊社は協力させていただく所存です。この場合、既に提示申し上げております弊社からの質問事項につき、周南市殿の見解を頂戴する必要があります。

2. 工期に関する弊社の考え方

①契約書上の工期について

弊社としては、前記1.に記載の問題点が本年12月上旬までに解決することを前提に、契約上の工期である平成24年3月末までの完工を予定しております。

但し、このためには、少なくとも前述の問題点を解決する必要があると考えております。仮に設置計画書(案)等を見直す場合、特記仕様書で指定された内容に変更が生じ機器構成が変わる可能性があり、工程の手戻り、数量変更による工期遅延の恐れがあります。

1/6

議事録・交渉報告・覚書・連絡

配布先数	日時	平成22年8月6日 13:00~14:00	場所	周南市消防本部	周南市河川港湾課	殿
名稱	周南市防災行政無線施設整備工事 消防に関わる部分の打合せ（第1回）			整理番号		1/
出席者	周南市消防本部 山本様 河本様 村野様 小林様 大西様 川原様 周南市河川港湾課 広谷様 宇佐川様 高瀬様 周南市防災危機管理課 山本様 藤井様 株中国電通技研 [REDACTED]様 三菱電機株 [REDACTED]様 [REDACTED]様 [REDACTED]様 日本電気株 [REDACTED]様 [REDACTED]様 太陽通信株 [REDACTED]様 日本無線株 [REDACTED]様 [REDACTED]様 [REDACTED]様 [REDACTED]様 [REDACTED]様 [REDACTED]様 [REDACTED]様 [REDACTED]様 [REDACTED]様 [REDACTED]様 [REDACTED]様 [REDACTED]様		工事番号			
計				(敬称略)		

周南市

- ・消防設備との接続について三菱電機株が全面的に協力してくれる。
→協力します。(三菱電機株)
- ・既存機器との接続についての技術的な承諾を8月末を目指して決定したい。

消防本部

- ・工事時、運用上支障が無いようにしてほしい。また支障はありますか?
→支障が無い方法を検討します。(JRC)
- ・多重のチャンネル数を現在の予定数より減らすことは出来ないか?
→検討いたします。(JRC)
- ・消防無線がデジタル化(平成28年度までに整備)された時、今回整備する防災行政無線は消防無線(多重無線)から基本的に出ていてもらう可能性がある。(消防長)
- ・図書の貸し出しについて
技術的な図書について中国電通技研が消防に変わり責任を持って提供します。
(中国電通技研)
必要な資料があれば提供します。(消防本部)
- ・添付書類4. 具体的な接続方法についての回答は8/16の週に極力回答します。
・今後も文書でやり取りを行う。議題がある程度集まり次第会を開く方向で

部長

三菱電機株

- ・添付の回線図については持ち帰って検討し、早急に回答します。

→添付の回線図の線の部分についてはJRCから三菱電機株への依頼予定の部分です。

(JRC)

- ・画像伝送等のデータ通信についてとは?

→今回の仕様にはありませんが、データ通信を行う際に現在の速度では遅くなるのが懸念されるので、45kbps以上あるインターフェイスでの接続を検討していただければと思います。(JRC)

課長

日本電気株

- ・切替方法等運用上支障が無いように考えてもらえばよい。

検印

担当

周防第108号
平成22年10月19日

三菱電機株式会社
代表執行役
執行役社長 山西 健一郎 様

周南市長 島津幸男

周南市防災行政無線施設整備工事に係る照会について（依頼）

平素から、本市の市政運営につきましては、多大なるご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、現在、本市では、日本無線株式会社と工事請負契約を締結し、防災行政無線施設の整備事業を進めているところです。

整備にあたっては、貴社に製作いただいた消防多重無線を利用するとしており、こうしたことから、消防多重無線と、このたび整備する防災行政同報無線装置の接続について日本無線株式会社に確認を求めたところ、別添報告書の提出がありました。

市としては貴社が製作された消防多重無線を今後も円滑に運用していく必要があります。

つきましては、消防多重無線を所有、管理する立場から、大変ご多用中とは存じますが、趣旨をご理解の上、以下の照会事項についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 照会事項

貴社製作の周南市消防多重無線と今回整備する日本無線株式会社製作の防災行政同報無線の接続確認が終了しているかについて

2 照会事項の回答について

10月26日（火）までに、別紙によりご回答いただきますようお願いします。

(問合せ先)
周南市 防災危機管理課
TEL 0834-22-8208

別紙

平成 年 月 日

周南市長 島 淳 幸 男あて

貴社所在地貴社名貴社代表者 職 氏名 印御担当者名電話番号

周南市防災行政無線施設整備工事における既設消防多重無線施設との接続確認について

周南市防災行政無線施設整備工事に関して、既設消防無線施設製作社である三菱電機(株)と、今回の工事受注社である日本無線(株)とが、別添工事特記仕様書並びに施工計画図に基づいて、インターフェイス条件等技術的確認・確認作業を行った結果は以下のとおりです。

記

1. 技術的確認を行う仕様

- ① 周南市防災行政無線施設整備工事 特記仕様書 P12「3・8 納入品目一覧表（主要機器）のインターフェイスコンバータ、多重端局装置、既存多重端局装置増設、網同期装置」
- ② 周南市防災行政無線施設整備工事 送信系統図（日本無線(株)作成：施工計画図）

2. 技術的確認の結果

上記「1. 技術的確認を行う仕様」に基づいて技術的確認を行った結果、接続確認は下記のとおりです。

確認項目	確認状況
① 4W インターフェイス	接続確認済・接続未確認
② V. 24 インターフェイス	
・物理インターフェイス	接続確認済・接続未確認
・論理インターフェイス	接続確認済・接続未確認
a 制御動作パターン	接続確認済・接続未確認
b フロー制御	接続確認済・接続未確認
③ イリーガル処理動作	接続確認済・接続未確認

注 確認状況は、いずれかを○で囲んでください。

3. その他、特に付記する事項

日本無線株式会社
代表取締役社長 諸 訪 順 久 様

周南市長 島 津 幸 男

周南市防災行政無線施設整備工事における再質問について（回答）

周南市防災行政無線施設整備工事に關し、平成22年12月3日付けにおいて再質問のありました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 中國総合通信局からの指摘事項について

中國総合通信局からの指摘事項に關しては、市が意図決定を行なうものと考えております。

2. 特記仕様書上の納入期日について

平成22年11月29日付けの回答（周河第982号）においては、設計図書に定められた期日において施工を進めて頂きたいとしています。

この回答主旨に基づき、平成22年11月30日付け（周河第991号）の指示を行ったものであり、契約上の工期、平成22年度（平成23年3月末）及び平成23年度（平成24年3月末）の施工区分による納期、特記仕様書に記載された期限のそれぞれを遵守し、施工を進めて頂きたいと考えております。

3. 特記仕様書通りのまたは弊社案のご採用の是非について

当工事につきましては、貴社案としてご提案を頂いておりますが、低価格入札による契約となつておりますことから、設計図書どおりの施工をお願いいたします。

（平成22年11月19日付け、周防第124号）

4. 「製作者の承諾を得ること」の解釈について

既設消防無線機器製作者（三菱電機（株））からは、案1での接続確認を頂いておりますが、本契約した当工事の設計図書における技術的な接続確認は頂いておりません。

従いまして、本契約した当工事の設計図書において、既設消防無線機器製作者（三菱電機（株））から、インターフェイス条件等技術的確認・検証結果の提出（別紙1.2参照）をお願いします。

※1：日本無線（株）から提案された案

【問合せ先】
周南市 都市建設部 河川港湾課
TEL 0834-61-4419

平成 年 月 日

周南市長 島 淳 幸 男あて

貴社所在地貴社名貴社代表者 職 氏名 (印)御担当者名電話番号

周南市防災行政無線施設整備工事における既設消防多重無線施設との接続確認について

周南市防災行政無線施設整備工事に関して、既設消防無線施設製作社であるの三菱電機(株)と、今回の工事受注社である日本無線(株)とが、工事特記仕様書に基づいて、インターフェイス条件等技術的確認・確証作業を行った結果は以下のとおりです。

記

1. 技術的確証を行う仕様

周南市防災行政無線施設整備工事 特記仕様書 P12 「3-8 納入品目一覧表 (主要機器) のインターフェイスコンバータ、多重端局装置、既存多重端局装置増設、網同期装置」

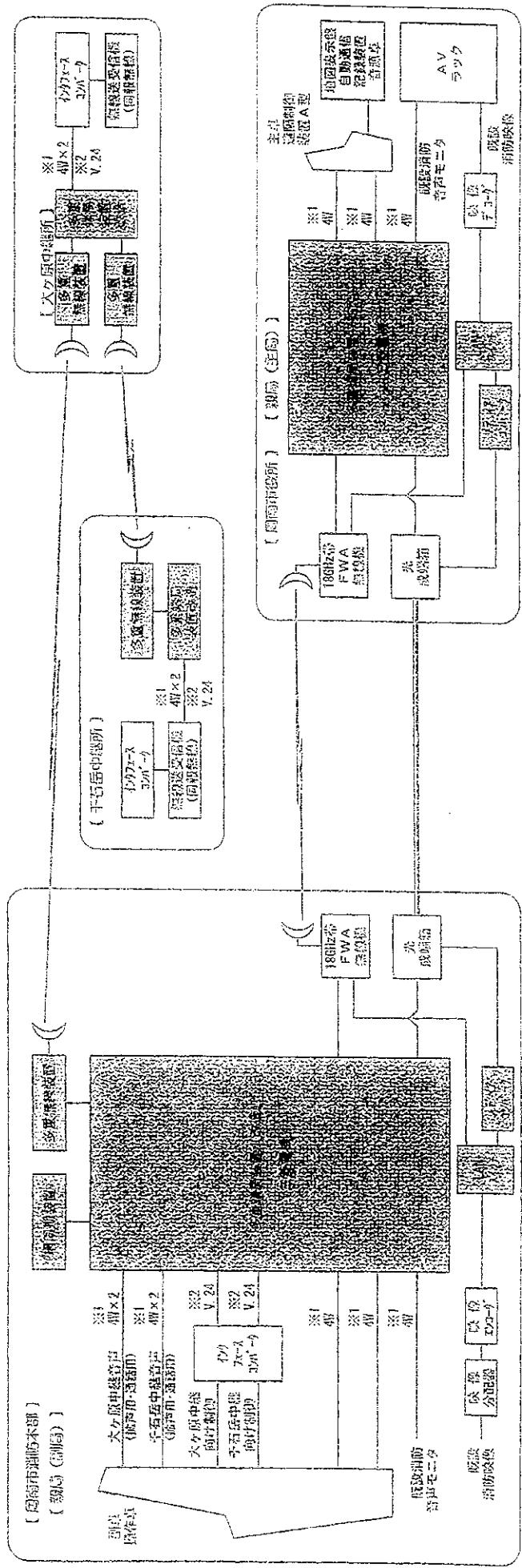
2. 技術的確証の結果

上記「1. 技術的確証を行う仕様」に基づいて技術的確証を行った結果、接続確認は下記のとおりです。

確認項目	確認状況
① 4W インターフェイス	接続確認済 ・ 接続未確認
② V. 24 インターフェイス ・ 物理インターフェイス	接続確認済 ・ 接続未確認
・ 論理インターフェイス a 制御動作パターン	接続確認済 ・ 接続未確認
b フロー制御	接続確認済 ・ 接続未確認
③ イリーガル処理動作	接続確認済 ・ 接続未確認

注 確認状況は、いずれかを○で囲んでください。

〔福岡市防災行政取組施設整備工事　通信系統図〕
 (施工計画図)



資料⑨

部長	課長	課長補佐	係長	係	処理要旨
					協議結果
					一応

日本無線・市長協議（概要）

1. 日 時：11月2日（火）14:30～16:00

2. 場 所：本庁第2応接室

3. 出席者

日本無線側：中国支店長、山口営業所長

周南市：市長、副市長、手山部長、消防長、河川港湾課（廣谷）、消防本部（大西、小林）、防災危機管理課（藤井）

4. 内容

(1) インターフェースの接続確認について

日本無線：接続確認の4ヶ所については確認が取れた。

周 南 市：システム全体として繋がることが必要である。

(2) 納期について

日本無線：非常に厳しいと思っているので、市と相談させていただきたい。

（3月末は厳しいが、7月の運用開始までにはできると思っている）

周 南 市：安心、安全、命にかかわる問題であるので、納期の延長は認められない。

(3) 案1の施工提案について

日本無線：端局を2つに分けた案1の提案要請あり

周 南 市：11月4日に提案依頼

(4) 消防多重と防災無線を繋げた実績について

周 南 市：消防多重と防災無線を繋げた工事実績について、質問

日本無線：消防多重無線との実績はない。



防災行政無線に関する日本無線㈱との協議（概要）

1. 日時：平成22年12月15日 15：40～17：10

2. 場所：市長室

3. 出席者

日本無線㈱：~~田中~~国支店長、~~吉田~~所長

中國電送技研：~~田中~~

周南市：市長、副市長、手山部長、吉木部長、山本消防長、総務課（近光課長）、防災危機管理課（山本課長）

4. 内容

(1) 日本無線㈱が三菱電機㈱に提出した平成22年12月8日付け文書及び12月9日付け文書の内容説明について

平成22年12月8日付け文書は、周南市から依頼のあった接続確認について三菱電機㈱に回答を依頼した文書である。12月9日文書は、三菱電機㈱から内容の提示を受け、特に問題はないと判断して、それに沿って日本無線㈱から送付したものである。

(2) 周南市が平成22年11月30日付けで指摘した回答の確認について

日本無線㈱が、12月10日に提出した「周南市への平成22年11月30日付け文書（周河第991号）の指示事項について」の文書について、可否の確認を行なった。「1. 周南市防災行政無線施設整備工事の工事仕様について」は、中国総合通信局との協議等を進める必要があるものの、特記仕様書とおりの施工は可能であるとの回答を得た。

「2. 工期及び納期について」は、平成24年3月末までの工期内には完了する。ただし、平成23年8月末ということに難しては、不可能であるとの回答だが、それに難しては、それなりの事情があり再三「協議をさせていただきたい。」との申出があった。

市：3月末までに納入すること。

「3. 施設開設無線機製作団からの確認書について」は、周南市が求めた「周南市防災行政無線施設整備工事における既設消防多重無線施設との接続確認について」は提出があった。

市：消防無線を含めたシステム全体の確認書の提出を求めた。

「4. 橋式公開覚付けについて」は、友好的なものであり、今回の整備工事に何ら影響はないとの回答であった。

結果的に、周南市が提出した指示事項のうち工期及び納期については困難であるということから、日本無線㈱として、どう判断するかの回答を求めたところ、近く中に何らかの判断を示すため実行することとなる。

第1回
定期会議

局南市議会防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会記録

日 時 平成23年2月10日（木曜日）午後 1時01分開議
 午後 6時07分散会
 （会議時間 3時間55分）

休憩 午後 2時35分～午後 2時45分
 午後 3時31分～午後 3時45分
 午後 4時10分～午後 4時17分
 午後 5時20分～午後 6時00分

場所 議場及び第1会議室

出席議員	委員長	吉田裕典	男爵	議員	田村義一	議員
	副委員長	新真元	元良	議員	佐藤健一	議員
	塩原義	佐藤義	義	議員	北川政樹	議員
	寺原真	小林義	雄二	議員	田中伸一	議員
	柳原義	源義	義	議員	吉田誠司	議員
	伊東義	津義	義	議員	西田昌	議員

議長の出席 諸議員

委員会において出席を求めた議員

副議長

証人として出席した者（補佐人）

証人	福山義大	（補佐人）	萩谷義典
証人	鶴木義一	（補佐人）	山崎裕之

証人として出頭を求めたが出席できなかった者

証人

事務局職員	周	吉川	飼	平	吉野	誠
次	廣	飼	志	門	小田	信
佐藤義正・鶴木義一	原	飼	和成	鷹	藤	理
篠原義泰	原	飼	千	鷹	田	和

会議に付した事件

三菱電機は、平成22年12月10日付の日本無線に対する周南市防災行政無線施設整備工事における取扱消防多重無線施設との接続確認についてという文書において、本件工事特記仕様書に基づいたインターフェース条件等技術的確認・確認作業結果について、接続確認済みと報告をされています。

○証人（徳永祐一君）　しております。

○委員長（古谷幸男議員）　平成22年12月6日付の周南市長から日本無線への周南市防災行政無線施設整備工事における再質問（回答）を示します。尋ね度、記入に文書を示してください。

〔資料を示す〕

○委員長（古谷幸男議員）　この文書の4、製作者の承諾を得ることの解釈についてで、「本契約した当工事の設計図面における技術的な接続確認をいただいておりません」とありますね。先ほどの12月10日付の日本無線に対する文書は、この市の要求する接続確認を行ったということでしょうか。

○証人（徳永祐一君）　周南市様が日本無線様のほうに求められている内容に合致しているかどうか、というのは、私どもわかりません。私どもは、日本無線さんからの御依頼された接続確認というものは確認しましたということでお返ししております。

○委員長（古谷幸男議員）　日本無線のほうには、そのことについては確認されたということでございましょうか。先ほどと同じことです。

○証人（徳永祐一君）　日本無線さんのほうにも御回答しております。

○委員長（古谷幸男議員）　「製作者の承諾を得る」ということについては、三菱電機としてやるべきことはやつたという認識でよろしくおきりますが。

○証人（徳永祐一君）　日本無線さんから御依頼された範囲はやったと思っております。

○委員長（古谷幸男議員）　平成22年12月15日に行われた、日本無線、中國電送技術及び周南市の間で行われた協議に際する、防災行政無線に対する日本無線（株）との協議、概要と連する所の文書の中で、重は「消防無線を含めたシステム全体の確認の実績を求める」との記述があります。このような、防災行政無線システム全体の動作確認まで求める周南市の見解について、三菱電機としてはどのようにとらえられておられますか。

○証人（徳永祐一君）　それが周南市様の御見解だというふうにとらえてます。

○委員長（古谷幸男議員）　ということは、周南市から三菱電機のほうにそのように確認をということであれば、三菱電機としては対応されるということでしょうか。——もう一度申し上げましましょうか。

○証人（徳永祐一君）　ちょっとと専門人と相談してもよろしいでしょうか。

○委員長（古谷幸男議員）　許可します。

○証人（徳永祐一君）　私が会社の考え方を代弁するというのもちょっとあれなんで……

○委員長（古谷幸男議員）　許可します。

〔証人、徳永祐一君、補佐人、山倉智之君と相談〕

○証人（徳永祐一君）　私どもいたしましては、周南市様と直接的に何の契約もございませんので、そのような御依頼にはお答えしかねるかと。

○委員長（古谷幸男議員）　周南市の依頼に対する回答はされないということですか。

○証人（徳永祐一君）　はい。

○委員長（古谷幸男議員）　こうした周南市の見解について、三菱電機としてはどのようにとらえられましたか。

○証人（徳永祐一君）　周南市様はそういう御見解なんだなというふうに受けとめます。

○委員長（古谷幸男議員）　もし、周南市から日本無線を通じて、三菱のそうした防災行政無線システム全体の動

資料1

同南市議会防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会記録

日 時 平成23年2月25日（金曜日）午後 1時00分開議
 午後 7時38分散会
 (会議時間5時間32分)

休憩 午後 2時35分～午後 2時45分
 午後 3時10分～午後 3時25分
 午後 4時57分～午後 5時10分
 午後 6時00分～午後 6時25分
 午後 6時30分～午後 6時31分
 午後 7時30分～午後 7時32分

場所 議場及び第1会議室

出席議員	委員長 吉谷幸児 議員	委員 岩村勇一 議員
	副委員長 綱島元 議員	委員 沢原前一 議員
	委員 形岡瑛 議員	委員 長瀬敏昭 議員
	委員 小林輝二 議員	委員 西田吉三 議員
	委員 坂本心次 議員	委員 吉田龍司 議員
	委員 炭村信義 議員	

議長の出席 議長 福田又治 議員

委員会において出席を求めた議員

副議長 岸渡道達 議員

証人として出席した者（補佐人）

証人	石山善文若	(補佐人) 吉谷幸児 議員
証人	宇佐川政信君	(補佐人) 吉木洋二郎

証人として出頭を求めたが出席できなかった者

証人 吉野謙吾

事務局職員	書記官 間川八重志	監察調査・防災措置担当 課長	西村和成
次 書 記	書記官 高橋秀樹	議事係長	石田典子
書 記	高橋信希	書記	船理惠
書 記	今西重治夫	書記	

会
議

○証人（福山善文君）　はい、間違ひございません。

○委員長（古谷幸男議員）　前回、都市建設部長が9月上旬、河川港湾担当者と日本無線が消防に立ち会いを申し入れた際、消防より「事前に申請文を出してください」と言われたと報告を受けている、と証言されています。前回、証人が主任監督員から入るなど指示があったと表現されたところと違うようですが、申請文について聞いておられますか。

○証人（福山善文君）　補佐人と相談してよろしいですか。

○委員長（古谷幸男議員）　確認ですか。

○証人（福山善文君）　はい。

○委員長（古谷幸男議員）　許可します。

〔証人、福山善文君、補佐人、萩谷　聴君と相談〕

○証人（福山善文君）　確かに消防に入るのは、申請を出してというふうに監督員からいただいております。ただそのときに三菱電機の確約書が取れてからそういう荷物を出して入るようにというふうな指示をいただいているのと、その後の10月の段階も、一ちょっともう一度確認していいですか。補佐人に確認してよろしいですか。

○委員長（古谷幸男議員）　許可します。

〔証人、福山善文君、補佐人、萩谷　聴君と相談〕

○証人（福山善文君）　やはり10月のときも、市役所と消防の中継及び消防に入りたいという話をしたと聞いています。市役所のほうは、接続確認に乘車で、気をつけて、そんなに大っぴらに入らないでほしいと、消防及び中継のほうについては、こんな状況なんで控えてくれというふうな話をされたというふうに聞いております。

○委員長（古谷幸男議員）　それはだれから聞いておられるということですか。

○証人（福山善文君）　9月の話については、主任監督員かなということで電話で話したということでもよく覚えてないというふうに聞いてますけれども、主任監督員だったんじゃないかなということでした。10月については主任監督員からそういう指示を受けたというふうに聞いております。

○委員長（古谷幸男議員）　前回、防災危機管理課長、消防本部指令室長は、都市建設部長もてありますか。現場立ち入りを禁じたようなことはないと証言されていますが、この点については見解が違っておりますが、いかがでございましょうか。

○証人（福山善文君）　我々は今お話をあった方に立ち入りをお願いしたことは、したというお話をした覚えがないですから、食い違ってるとも思わないんですけども、依頼をしておりません。

○委員長（古谷幸男議員）　以上で私からの尋問は終わらせていただきます。

次に、委員から補足の尋問の申し出があります。

○委員（形岡　瑛議員）　私が予定していた補足の質問は、すべてこれまでの回答の中にありますので、質問は取りやめます。

○委員長（古谷幸男議員）　よろしいですか。

○委員（形岡　瑛議員）　はい。

○委員長（古谷幸男議員）　他の委員からの補足の尋問の通告はありません。

以上で、福山善文証人に対する尋問を終了いたします。

福山善文証人におかれましては、長時間にわたり、また2度にわかつて御協力いただき、まことにありがとうございます。心からお礼申し上げます。証人及び補佐人の方は御退席ください。

〔証人、福山善文君、補佐人、萩谷　聴君、退席〕

資料

部長	課長	課長補佐	係長	係	処理要旨
					協議結果
					一心

日本無線・市長協議（概要）

1. 日 時：11月2日（火）14:30～16:00

2. 場 所：本庁第2応接室

3. 出席者

日本無線側：中国支店長、山口営業所長

周南市：市長、副市長、手山部長、消防長、河川港湾課（廣谷）、消防本部
(大西、小林)、防災危機管理課（藤井）

4. 内容

(1) インターフェースの接続確認について

日本無線：接続確認の4ヶ所については確認が取れた。

周南市：システム全体として繋がることが必要である。

(2) 納期について

日本無線：非常に厳しいと思っているので、市と相談させていただきたい。

(3月末は厳しいが、7月の運用開始までにはできると思っている)

周南市：安心、安全、命にかかわる問題であるので、納期の延長は認められない。

(3) 案1の施工提案について

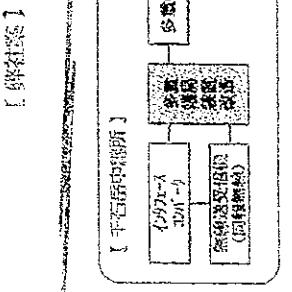
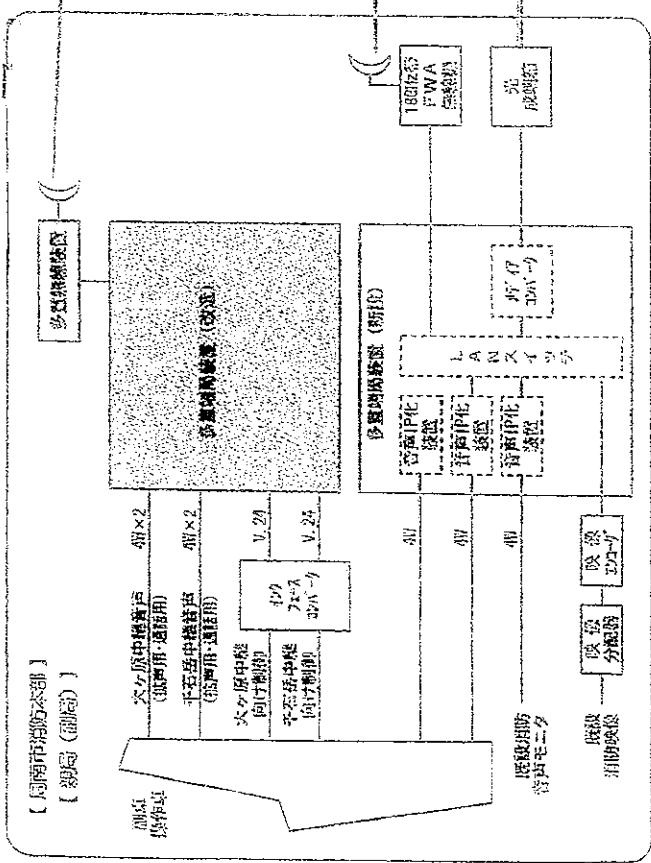
日本無線：端局を2つに分けた案1の提案要請あり

周南市：11月4日に提案依頼

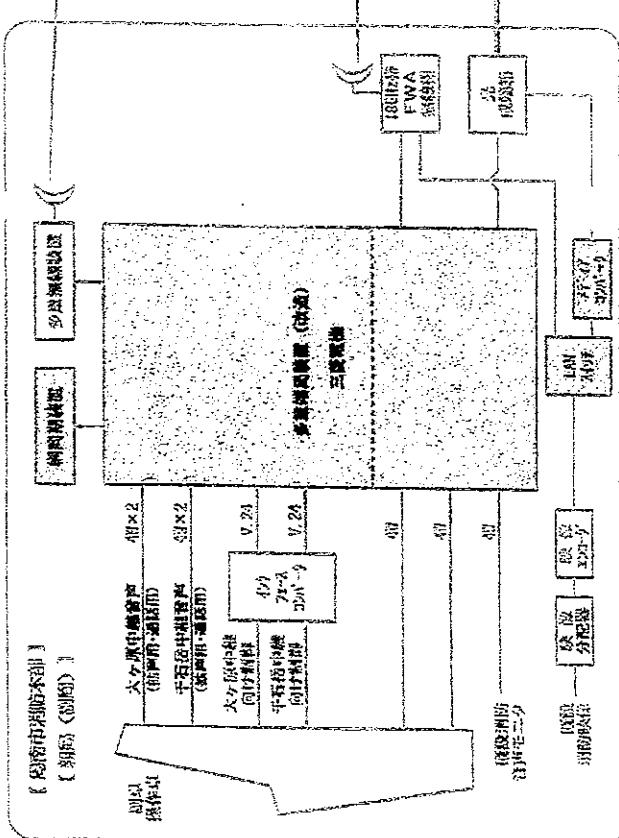
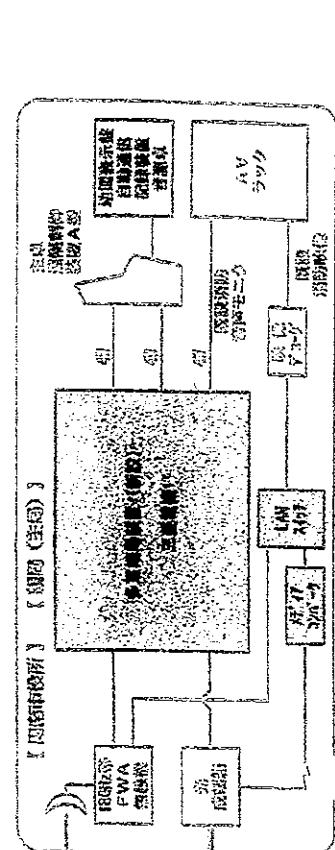
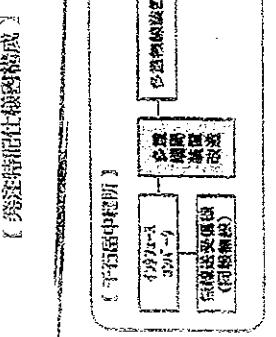
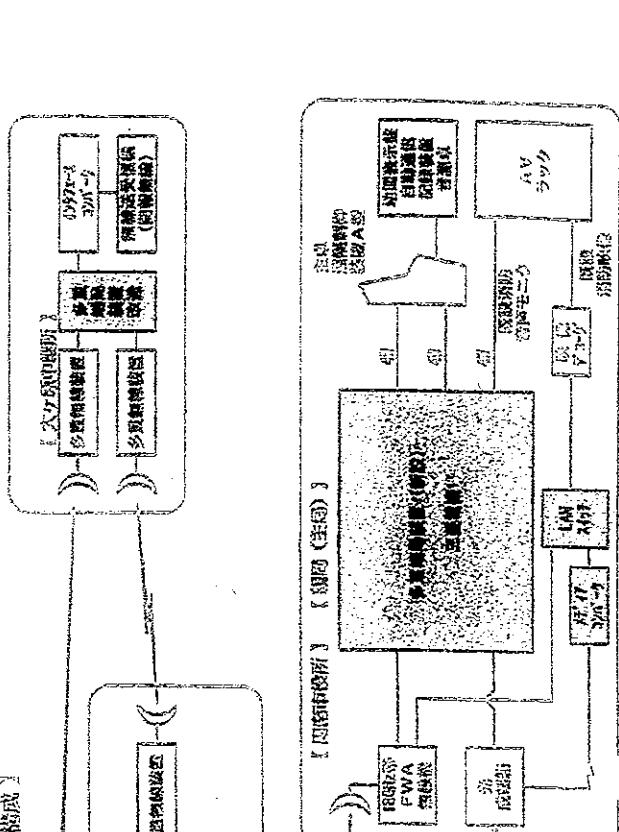
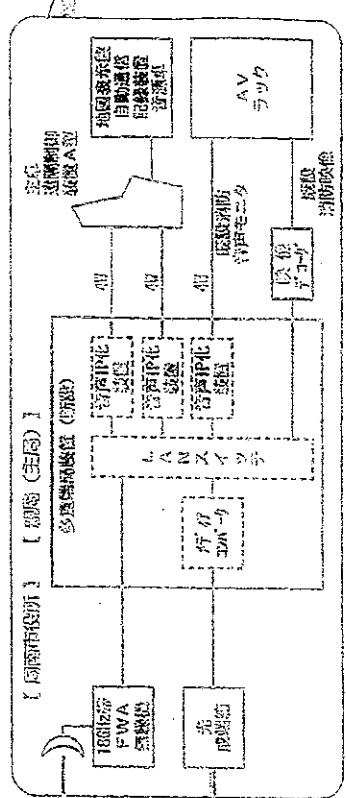
(4) 消防多重と防災無線を繋げた実績について

周南市：消防多重と防災無線を繋げた工事実績について、質問

日本無線：消防多重無線との実績はない。



案 1



資料

1/2

8MD-1633-101124-02

平成 22 年 11 月 24 日

周南市長 島 淳 幸 男 様

所在地 広島市中区八丁堀 14 番 4 号
広島八丁堀第一生命ビルディング 10F
会社名 日本無線株式会社宇國支店
代表者名 支店長 福 山 善 国

周南市防災行政無線施設整備工事について（質問）

掲題について、当初設計および工期に関する弊社の考え方について、平成 22 年 11 月 24 日付け文書（8MD-1633-101124-01）（以下、弊社回答書といいます）にて回答申し上げておりますが、下記の事項について周南市段の見解を頂戴いたしたく質問いたします。

周南市段が本工事を推進されるか否かと併せ、平成 22 年 11 月 29 日までにご回答賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 中國総合通信局からの指摘事項について

既に提示申し上げております弊社からの質問事項（別紙として添付いたします）につき、周南市段の見解をご回答ください。

仮に設置計画書（案）等を見直す場合、特記仕様書で指定された内容に変更が生じ機器構成が変わる可能性があり、工程の手戻り、数量変更による工期遅延の恐れがあります。このため、中國総合通信局との協議が可能な設置計画書（案）となるまで、弊社では、内容に変更が生じ得る部分に係る機器調達・手配はできない旨、ご承知置きください。

2. 特記仕様書上の納入期日について

弊社回答書にて提示申し上げました納入期日につき、ご承諾の是非をご回答ください。

3. 特記仕様書通りまたは弊社案のご採用の是非について

弊社では、弊社回答書で提示させて頂きましたいづれの方法でも施工は可能ですが、回線の停止に伴う運用への影響を回避するには弊社案が適切と考えております。

どちらを採用されるのか、また、網同期装置の要否につき周南市段のご判断をご回答ください。



2/
5

4. 「製作者の承諾を得ること」の解釈について

「製作者の承諾を得ること」について、弊社の理解と周南市殿のお考えと相違する場合、特記仕様書でいう「承諾」の明確な定義について、周南市殿が製作者（三菱電機）と協議の上でご回答ください。

以上

3/5
平成 23 年 1 月 24 日

周南市長 喜 淳 幸 男 様

所在地 広島市中区八丁堀 14 番 4 号
広島八丁堀第一生命ビルディング 10F
会社名 日本無線株式会社中国支店
代表者名 文部長 福 山 善 文

周南市防災行政無線施設整備工事の工事請負契約に係る解除通知

当社は、周南市防災行政無線施設整備工事（以下「本工事」といいます）について、当社と周南市の間に於いて平成 22 年 6 月 10 日付けで締結した工事請負契約（平成 22 年 7 月 27 日付けで本契約に移行しており、以下「工事請負契約」といいます）について、平成 22 年 12 月 20 日付け書面により合意解約を申し入れましたが、平成 22 年 12 月 23 日付け周防第 189 号において合意解約には同意できない旨の通知を受けております。

つきましては、工事請負契約を、工事請負契約第 44 条第 1 項第 3 号に基づき、本書面の日付をもって解除しますので通知いたします。

当社が工事請負契約を解除する主な理由は、下記のとおりです。

なお、本工事について当社が負担した費用については、別途周南市に対してご請求させて頂くことを検討しておりますので、ご了承下さい。

記

1. 周南市の帰責事由に基づく本工事の遅延

本工事は、以下において指摘する周南市の責に帰すべき事由により、工事が大幅に遅延しています。当社は、これらの事由及びその影響による工程の大額な遅延について、平成 22 年 11 月 2 日以降、複数回にわたる周南市との会議において、また平成 22 年 11 月 24 日付回答書及び質問書等により、周南市に対して、繰り返し誠実に状況を説明すると共に、解決策を提案し、適切な対応を取るよう要請してきましたが、周南市は適切な対応を取ろうとはせず、一方的に工期を遵守するよう主張する対応に終始しました。



(2) 中国総合通信局の指摘事項について周南市の見解を明らかにしないこと

周南市及び当社が、平成 22 年 9 月 10 日に中国総合通信局と協議を行った際に、中国総合通信局から、特記仕様書に基づく設置計画書案には問題があり、免許を出すことは約束できないとの指摘を受けました。当社は、この際に中国総合通信局から指摘を受けた問題点について、平成 22 年 9 月 29 日に行われた当社と周南市との協議において、平成 22 年 9 月 21 日付け周防第 95 号に対する弊社からの報告書に基づいて説明しましたが、周南市からは合理的な説明が得られず、当該問題点に関する記載を報告書から「削除して欲しい」との要望を受けたに止りました。その後も、当社は周南市に対して、再三にわたり中国総合通信局から指摘を受けている問題を説明し、周南市の見解を明確にするよう求めましたが、周南市は今に至るまで明確な見解を示していません。中国総合通信局が指摘する問題点について周南市の明確な見解を得ることは、本工事を遂行するため必要不可欠であり、これが得られない以上、当社としては設置計画書案の変更で影響を受ける機器の調達を始めとする本工事の関連作業を進めることができません。

そもそも、周南市及びコンサルタントが、通常の入札案件において行われているように、特記仕様書の作成に先立って、中国総合通信局の間で設置計画書案について必要な調整を行い、その上で特記仕様書を作成して入札手続を行っていれば、今般中国総合通信局から指摘を受けているような問題が生ずることはありません。然るに、平成 22 年 12 月 15 日に周南市、コンサルタントと当社の間で打合せを行った際に、コンサルタントは、入札公告前の設置計画書案には「何の意味もない」と述べ、入札手続に先立って中国総合通信局との間で必要な調整を行わなかったことには責任がないかのような態度に終始しています。

(3) 回線停止時間問題への解決策を検討しないこと

当社は、周南市に対して、①特記仕様書に記載された施工方法を採用する場合、網同期装置の新設に伴い、周南市消防本部の回線を含む既設回線を相当時間停止する必要があること、②市役所と消防本部、消防本部と中継局間の回線それぞれの機能を分離する当社の解決策を採用する場合、回線停止時間の問題を回避できる他、請負代金が低減できる等のメリットがあることを説明した上で、いずれの方法によるべきか周南市の判断を求めています。

しかし、周南市は、低価格入札であることを理由として、技術的及び経済的に何のメリットが認められない特記仕様書どおりの施工方法により施工することを要求しつつ、回線停止時間が発生してはならないという方針を変えようとはしません。また、当社は、平成 22 年 12 月 10 日付書面においても、周南市に対して、回線停止時間を発生させることなく特記仕様書どおりに施工する場合のバックアップ方法等について照会を行っておりますが、周南市からは合理的な回答が得られておりません。

(4) 本工事を進める上で必要な現地調査を禁止していること

当社は、平成 22 年 3 月 23 日に現場事務所を開設して以降、無線中継局、周南市役所及び周南市消防本部において、本工事を進めるために必要な現地調査を行おうとしてきましたが、一部の現地調査を除き、周南市は、平成 22 年 9 月上旬に、当社の技術員に対して、当該現地調査を控えるように指示しています。更に、平成 22 年 10 月 18 日にも、当社の現場代理人が周南市に対し消防本部への立入りを求めましたが、周南市は控えるよう指示しています。このような状況が継続する限り、当社において本工事を進めることはできません。

2. 周南市による納入時期延期の拒絶

上記のとおり、周南市の責に帰すべき事由により、本工事の工程が大幅に遅延している事態を受けて、当社は、周南市に対して、平成 22 年 11 月 24 日付書面により、同書面において指摘した周南市により解決されるべき問題が平成 22 年 12 月上旬までに解決されることを前提として、平成 24 年 3 月 31 日の最終的な完工時期を遵守しつつ、平成 22 年度（平成 23 年 3 月末）の施工区分に属する機器の納入時期を平成 23 年 4 月末ないし 11 月末に延期することについて確認を求めました。

しかし、周南市は、自ら解決すべき問題については何ら建設的な対応を行わず、当社に対して、平成 22 年 11 月 29 日付書面により、設計図書に定めた期日において施工を進めよう要請し、さらに同月 30 日付書面において、平成 22 年度（平成 23 年 3 月末）の施工区分を平成 23 年 3 月末までに行うよう指示しました。

上記の対応を受けて、当社は、周南市に対して、平成 22 年 12 月 3 日付書面及び同月 10 日付書面により、平成 22 年度の施工区分に属する機器の納入時期について、再度状況の説明を行い、周南市の意向を確認すると共に、協議を申し入れましたが、周南市は頑なにこれを拒絶し、平成 22 年 12 月 15 日に行われた当社と周南市との会議

資料

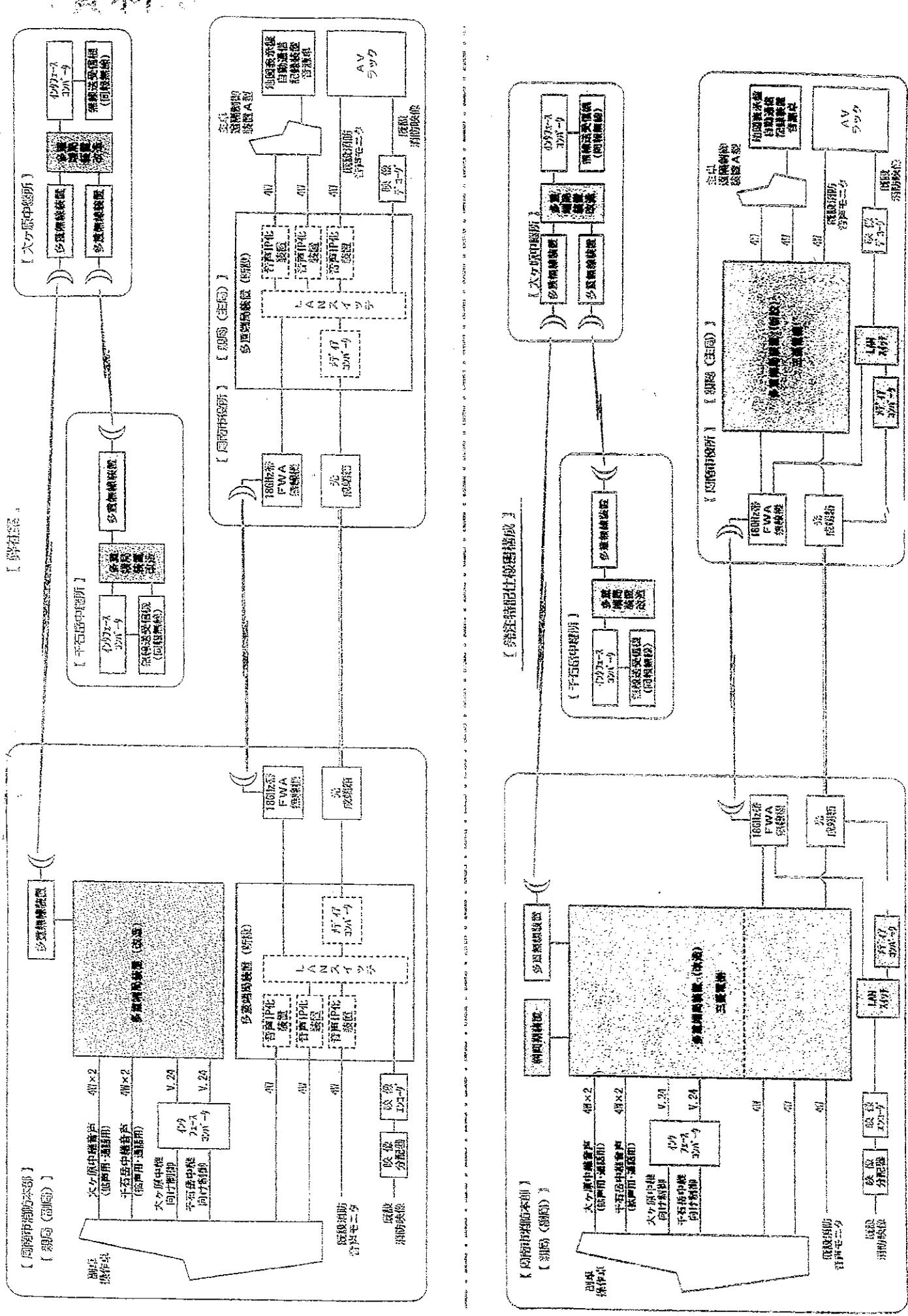
誓 約 書

平成22年6月10日

周南市長 島津 幸男 様

落札業者	広島市中区八丁堀14番1号
所在地	広島八丁堀第一生マビルディング10F
会社名	日本無線株式会社中國支店
代表者名	支店長 福山 喜実

平成22年6月4日入札が執行された周南市防災行政無線施設整備工事につきましては、低価格入札のため保留となっていましたが、調査の結果、落札者に決定していただきましたので、同工事の施工にあたりましては、工期を遵守し設計図書のとおり責任を持って完了することを誓約いたします。



資料⑥ 1/2

SMJ-1888-10126-01

平成22年11月26日

周南市長 喜 邦 明 様

所在地 広島市南区八丁堀14番4号
広島八丁堀第一生命ビルヂング 10F
会社名 日本無線株式会社中國支店
代表者名 支店長 福山 雄一


周南市防災行政無線施設整備工事について（回答）

議題について、平成22年11月13日付け文書（周防第124号）にて周南市役より照会のありました件について、下記のとおり回答いたします。

弊社としても工期内（平成24年3月末）の完工を達成すべく努力しておりますが、弊社提案事項に対するご了解の是非と共に、周南市役が本事業を推進されるか否かについてご判断願りますようお願い申し上げます。

答

1. 初期設計に關する弊社の考え方

「初期設計」とは「特記仕様書」を意味するとの理解の下、弊社の見解を申し述べます。

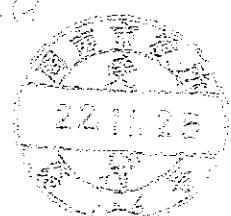
弊社としては、特記仕様書の記載事項について、開設継続との調整および仕様緩和は設計段階で適切に検証されたものであると理解しておりますが、歴時時以来、特記仕様書の記載事項の解釈、および記載のない事項について疑惑が生じております。その都度、弊社は最適なシステムを納入すべく、誠意をもって周南市役および関係当事者と協議、調整に努力してきたところでございます。以下に、主な問題点とそれらの解決策を挙げます。

①特記仕様書の問題点

- (1) 「製作者の承諾を得ること」の解釈を巡り、当事者（周南市役・三菱電機、弊社）間で長年に亘る疑惑を要する結果となつたこと

ご承知のとおり、6月10日に仮契約を締結して以降、特記仕様書19ページ目に記載のある「製作者の承諾を得ること」の「承諾」に難通して6月14日に三菱電機が異點申立を行い、7月27日に至るまで本物件の本契約が成立しておりませんでした。本契約に至った以後も、「承諾」の解釈に難通して、周南市役、三菱電機、弊社それぞれの熟識の遅いから、約3ヶ月に亘り交渉して参りました。

弊社では、市議会での討論を経まえ周南市役からご指示のありました「接続確認(イ



②特記仕様書上の納入期日について

特記仕様書（設計書）に記載のある、平成23年3月末の機器納入（契約書上の出来高）につきましては、前記1. ②. (2)に記載のいずれの方式を探っても、数ヶ月間程度の遅延が見込まれていますが、同設計書で指定された屋外拡声子局30局の平成23年7月上旬頃までの試験運用は可能と見込んでおります。なお、本工事を進める諸条件が整い、本年11月末日までに機器調達・手配が可能となった場合、納入期日は以下のとおりを予定しております。

機器	設計書上の納期	特記仕様書通り	弊社案
多重無線装置の改造	H23年3月	H23年6月	H23年4月
多重端局装置（新設）	H23年3月	H23年6月	H23年4月
操作卓装置	H23年3月	H23年5月	H23年5月

（主卓、副卓、地図表示盤、自動通話記録装置、音源卓）

屋外拡声受信装置AMP部 H23年3月 H23年11月 H23年11月

※ AMP部については、H23年3月に暫定品を納入し、H23年7月の運用には支障のないよう致します。

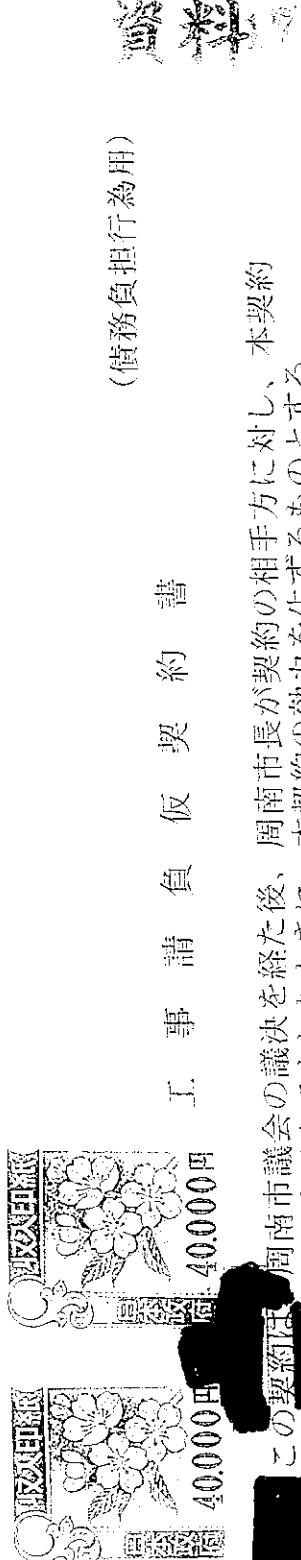
前記1. ①. (3)に記載いたしましたとおり、中国総合通信局に対し、どのような設置計画書(案)を提示するかによって、機器の要否および数量が変わり得るため、以下の装置は手配しておらず別途納入時期の調整が必要となります。

- ・無線送受信機（30MHz帯デジタル）
- ・屋外拡声受信装置（アンサーバック無し）
- ・再送信子局（親局向け）
- ・再送信子局（拡声子局向け）
- ・インターフェースコンバータ
- ・多重端局装置（弊社案採用の場合対象外）
- ・既存多重端局装置増設
- ・網同期装置

3. 代表者名に関して

周南市殿と弊社間の契約につきまして、代表取締役取締役社長 訪問頼久から
中國支店長 福山善文へ権限を委任した年間委任状をご提出しておりますので、本
契約の請負者名でご提出致します。

以上



(債務負担行為用)

工事請負仮契約書

金額 40,000円

この要約は、周南市議会の議決を経た後、周南市長が契約の相手方に對し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約の効力を生ずるものとする。

1 工事名 周南市防災行政無線施設整備工事

2 工事場所 周南市全域

3 工期 着工期日 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日
完成期日 平成 24年 3月 31日

4 請負代金額 ￥ 488,250,000 ※
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
平 23,250,000 ※

5 支払条件:

- (1) 前金払 有 (￥97,600,000※以内)
- (2) 中間前払 無
- (3) 部分払 有 (別紙)
- (4) 完成払 完成検査合格後
- (5) 年度別支払限度額 別紙

6 契約保証金 周南市契約事務規則第50条第2項による担保等

7 解体工事に要する費用等
参考資料

(単位用)

(総則) 第1条 契約書(以下「乙」といいう。)及び請負書(以下「乙」といいう。)は、この契約書に基づき、設計図書側面の内面、仕様書、見積説明書及び見当説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)を施行しなければならない。

2 乙は、前書の工事を前書の期間に完成し、工事の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとし、甲が乙に対して支払う合会計年の表の左欄に掲げる出荷期予定期に相応する工事の出荷部分を上回るものとし、甲は、卓算上の部合その他の必要がある度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」といいう。)は、前表の右欄に掲げる金額とする。ただし、甲は、卓算上の部合その他の必要があるときは、それらの額を変更することができる。

年	出 車 高 度	支 払 限 度
平成 22 年度	2 0 4 , 0 4 5 , 0 0 0 円	2 3 5 , 0 4 5 , 0 0 0 円
平成 23 年度	2 8 4 , 2 0 5 , 0 0 0 円	2 3 3 , 2 0 5 , 0 0 0 円

3 前書の支払条件において、年度別支払限度額を定めている場合は、甲は、該年の都合の手段(以下「施工方法等」といいう。)によっては、この契約書及び設計図書に特別の定めが有ることである。

4 施工方法その他の工事の目的物を完成するためには必要な一切の手段(以下「施工方法等」といいう。)によるところによれば、甲は、該年の都合の手段にて定める。

5 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 この契約書に定める請求書、請求、通知、報告、申告、承認及び了解は、書面により行わなければならない。

7 この契約の履行に関する請求書、通知、報告、申告、承認及び了解は、日本語とする。

8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

9 この契約の履行に関する請求書に用いる請求單位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(昭和4年法律第51号)に定めるところによるものとする。

10 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)が定めるところによるものとする。

11 この要約は、日本町の法倉に準拠するものとする。

12 この要約についての訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。

13 この要約に係る訴訟については、甲は、この要約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行つたものとみななし、また、乙は、甲に対して行つたこの要約に基づくすべての行為は、共同企業体を経て行つたものとみなしない。

14 この要約についての訴訟を通過して行わなければならぬ。ただし、甲が当該代表者に対して行つたこの要約に基づくすべての行為は、共同企業体を経て行つたものとみなしない。

15 この要約は、甲の施設に対する他の工事が施工上妨げられる場合において、必要があるときは、その施工に妨げられない。

16 甲は、乙の施工する工事に付随する、工事の調整に従事する者(以下「調整員」といいう。)の賃金を支払うものとする。この場合においては、甲の賃金に従事する者の賃金を加へて、調

整費(以下「調整費」といいう。)を算定する。この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。要更約を締結したときも同様とする。

17 甲は、乙の施工する工事に付随する、工事の調整に従事する者(以下「調整員」といいう。)の賃金を支払うものとする。ただし、甲が提出しなければならない。要更約を締結したときも同様とする。

18 乙が共同企業体を経て行つたこの要約に基づくすべての行為は、甲が当該代表者に対して行つたものとみなしない。

19 乙は、この要約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、甲が当該代表者に対して行つたこの要約に基づくすべての行為は、甲が当該代表者に対して行つたものとみなしない。

20 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

21 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

22 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

23 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

24 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

25 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

26 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

27 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

28 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

29 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

30 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

31 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

32 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

33 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

34 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

35 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

36 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

37 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

38 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

39 甲は、この要約を適用する場合は、甲が提出しなければならない。

(単価用)

- 3 甲は、乙の意見を聽いて、調査の結果(これに對して訊るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査を終了した日から14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやうが、あらかじめ乙の意見を聽いた上、当該期間を延長することが出来る。
- 4 甲は、前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められたときは、設計図書の基準又は変更を行なうことを(以下「工事の目的物の変更」といふ)。
- 5 われはならぬ、この場合には、甲は、乙と協議してこれを認められるとときは変更しないわざならぬ。
- 6 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行なった場合には、甲は、必要があると認められたときは工事費を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第19条 甲は、必要があると認めるとときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 「工事用地等」の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、高潮、地震、地盤、地盤すべり、落盤、火災、騒音、振動その他の自然的若しくは人为的な事象(以下「天災等」という。)であつてこのものの責めに帰すことのできないものににより工事の目的物等に損傷を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したたら、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止せらるべきである。

2 甲は、前述に応じるものほどのほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止せらるべきである。

3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止せらるべき場合には、甲は、乙が工事の施工を変更し、又は乙が工事の範囲に備え工事現場を警備し、若しくは空港塔、建設機器器具等を保持するための費用等の他の工事の施工の施工の費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の遅延)

- 第21条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく開港工事の調整の他乙の責めに歸すことのできない事由により、甲に工期の遅延を請求することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の遅延を請求することができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

- 第22条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮變更を乙に請求するときは、通常必要とされる工期内に満たない工期内への変更を請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の各項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3 甲は、前2項の場合は、甲に損害を及ぼしたときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 甲の変更については、甲と協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が終わらない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 項目の変更については、乙の意見を聽いて定め、乙に通知する。ただし、請負代金額が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、請負代金額が不適当となると認めるとときは、甲と協議して定め、甲が費用を必要とした場合又は料金又は物価の変更

第25条 甲は、前項の規定により、工期内でこの契約を締結した日から12月を経過した後における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となつたと認めるとときは、相手方に對して請負代金額の変更を請求する。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があつたときは、変動前既に事代金額(變動後の賃金又は物価を基礎として算出した後既に事代金額に相応する額)を扣除した額を

も、変動前既工事代金額及び変動後工事代金額を、請求のあつた日を基準とし、物価指標等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が終わらない場合は、甲が定め、乙に通知する。

3 この条件による請求は、この条件の規定により請負代金額の変更を行つた後再度行うこととする。この場合においては、第1項中「この契約を締結した

4 日」とあるのは、「直前のこの条件の規定に基づく請負代金額の日本国内に對する請求があつた日」として何項の規定を適用する。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内に對する価格に著しく不適当となるときは、甲又は乙は、前各項の規定によると認めると、請負代金額が著しく不適当となる。

6 2項の場合は、甲又は乙は、前各項の規定にかかるはず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合においては、甲と乙の意見を聽いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、協議開始の日から14日以内に

たる会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することができない。

会計年度		前払金の額
会計年度	前払金の額	前払金の額
平成22年度	51,000,000円	51,000,000円
平成23年度	46,600,000円	46,600,000円
合計	97,600,000円	97,600,000円
会計年度	前払金の額	前払金の額
平成22年度	0円	0円
平成23年度	0円	0円

2 乙は、各会計年度において、前項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、その保証証書を甲に届けたときは、前払金支払請求書を甲に提出して前払金（以下「中間前払金」という。）の支払を請求することができる。この場合において、乙が請求できる金額は、次の右欄に掲げる各会計年度において同表の始期に掲げる金額以内とし、請求の時期については、前項ただし書きの規定を準用する。

3 甲は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ認定請求書を甲に提出しなければならない。

4 甲は、前項の規定により乙から認定請求書の提出を受けたときは、その日から起算して15日以内に前払金を乙に支払わなければなりません。

5 甲は、第1項又は第2項の規定により乙の提出する書類による方法で前払金を受取ったときは、その日から起算して15日以内に前払金を乙に支払わなければなりません。

6 各会計年度の出資高予定額（前会計年度末における第37条第1項の譲り受けた金額）が前会計年度末での出来高予定額によるとおり超過額を削除した額、以下この条及び次条において同じ。）が著しく減額された場合において、第1項及び第2項の規定により支払った当該会計年度末における前払金の額が減額前の出資高予定額の10分の1（同項の規定により支払った前払金がないときは、甲は、開帳を定めて、乙から第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額から当該出資高予定額の6分の1（同項の規定により支払った前払金の額が減額前の出資高予定額の10分の1未満の場合は、甲は、開帳を定めて、乙から第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額から当該出資高予定額の6分の1未満の額を差し引いて得た額以下この条において「超過額」という。）を差額させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、甲は、2分の1）を差額させることとする旨に付記せらるべきであることを明示する旨の記載がある場合は、甲は、開帳を定めて、乙から第1項及び第2項の規定により支払った前払金（以下「前払金」という。）の使用状況からみて著しく不適当であると認められるとときは、甲乙商談して超過額すべき金額を定める。

7 乙は、前項の規定により定めた金額に年3.3パーセントの割合（年当たりの割合）を含む月を経過したときには、当該期限を経過しても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を含めて支払う旨が設計図書に定められており、甲は、開帳を定めて、乙から第1項及び第2項の規定により支払った前払金を返還せらるべきであることを明示する旨に付記せらるべきである。

8 乙は、要約会計年度について超過額を差し引いて計算した金額を差額利息として甲に納付しなければならない。

9 甲の支払を請求することができない。乙は、要約会計年度に現会計年度分の前払金（第1項の規定による前払金に限る。以下この項において同じ。）を含めて支払う旨が設計図書に定められており、甲は、開帳を定めて、乙から第1項及び第2項の規定により支払った前払金を返還せらるべきであることを明示する旨に付記せらるべきである。

10 乙は、前会計年度末における第37条第1項の譲り受けた金額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、第1項及び第2項の規定により支払った前払金の支払を請求することができない。

11 前会計年度ににおける第37条第1項の譲り受けた金額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで前払金の保証期間を延長するものとする。この場合においては、この条において、この内第2項の規定を適用する。

（前払金保証契約の変更）

第35条 乙は、各会計年度の出来高予定額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、その變更に係る保証証書を甲に即ちに送付しなければならない。

2 乙は、前払金の額の変更を伴わないに則りの変更が行われた場合には、甲に代わる旨の旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用制限等）

第36条 乙は、前払金を領事の工事の材料費、労務費、建設機械賃料及び保証料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要なる経費以外の経費の支払いに充てたときは、甲は、乙が前払金を前項に定める額を超過する場合においては、当該前払金の一部を返還せらるべきである。

2 甲は、乙が前払金を前項に定める額を超過する場合においては、当該前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に年3.3パーセントの割合にて計算して甲に納付しなければならない。
(細分法)

(単價用)

第31条 乙は、工事の完成前に、次の表の左欄に掲げる各会計年度において同様の右欄においては当該検査を要するものにはあっては当該検査の検査料に相当する部品等による工場製品(第13条第2項の規定により監修職員の検査を受けた日から起算して1年以内に、乙の立会いの上、費用を乙に支拂うもの)に対する部品等の部品等の結果を乙に通知しなければならない。以下「工事の出来形部分等」といいう、乙に対する請負代金相当額の10分の4に相当する額の範囲内において、甲に對し、部分払金の支払を請求することができる。

会計年度	年 度	回数
平成22年度		1回
平成23年度		1回

2 乙は、前項の規定により部分払金の支払を請求しようとするときは、出来形検査申請書を甲に提出しなければならない。
3 甲は、前項の規定により2年から出来る形検査申請書の提出を受けた日から起算して1年以内に、乙の立会いの上、費用を乙に支拂うときは、その理由を乙に通知されると認められるとときは、乙に工事の出来形部分等を破壊させ、分解させ、悉くは試験させて検査に付加して、工事の出来形部分等を最小限度破壊し、分離して、工事の立会いの上、甲に對する請負代金相当額の10分の4に相当する。

4 前項の場合は、検査又は直換要する部品は、乙の負担とする。
5 乙は、第3項の規定により甲から通知があったときは、部分払金支払請求書を受取り、その日から起算して15日以内に部分払金を乙に支拂わなければならない。
6 甲は、前項の規定によりこの届出する通知が部分払金支払請求書を受取したときは、次の式により算定する。
7 第1項の規定により部分払金の支払を請求することができる金額は、次の式により算定する。
8 ただし、甲が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が終わらない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の支払を請求することができる金額第1項の請負代金相当額
×(9/10ー前払金の額/請負代金額)

8 第6項の規定により部分払金が支拂われた後における2回目以後の部分払金の支払を請求することができる金額は、前項の式により算定した金額から既に支拂

された部分払金の額を引いて得た金額とする。
9 甲は、第34条第6項又は第36条第26項の規定により乙に對して前払金の返還を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払金の支払をしようとするときは、当該部分払をすべき額を差し引いて得た金額を支拂うことができる。
10 乙は、前会計年度末における第16項の請負代金相当額が前会計年度末での出来形高予定額を超過した場合においては、その翌会計年度の当期に当該超過額(以下「出来形高超過額」という。)について部分払を請求することができない。

11 この規約による部分払金の支払を請求するにかかる場合は、前会計年度末までの出来形高予定額(前会計年度末までの出来形高予定額)と、当該会計年度の部分払金の額)ー[第1項の請負代金相当額ー(前会計年度までの出来形高予定額+前会計年度までの出来形高予定額)×当該会計年度の前払金額]と、当該会計年度の出来形高予定額の累積金額にて算定する。

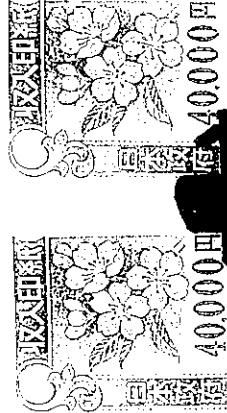
12 各会計年度(最終の会計年度を除く。)の年度末において、乙が当該会計年度までの出来形高予定額の累積金額にて算定する場合は、当該会計年度までの支拂に特有必要があると認めるときは、第1項、第7項及び前2項の規定にかかわらず、部分払金の支払を請求することができる。
4 限度額の累積金額から既に支拂われた請負代金の額を差し引いて得た金額とする。

(部分払減し)
第38条 第3条及び第32条の規定は、工事の目的物につき甲が設計図書において工事の完成に先立つて引渡しを受けるべきことを指した節分(以下「留定部分」)とあるのは「居合」の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第31条の見出し、第10項及び第8項(甲に第32条第1項中「工事」とあるのは「居合部分に係る工事」と、第31条第2項、第4項及び第5項中「居合の目的物」とあるのは「指定部分に係る工事の目的物」と、同項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」とある)とある。

2 前項の規定において準用する第32条第1項の規定により請求することができる請負代金額は、次の式により算定する。
3 前項の規定に係する請負代金相当額は、甲が前項の規定に付加して得た金額とする。

部分引渡しに係る請負代金額=指定部分に對する当該会計年度の出来形高予定額×指定部分に対する当該会計年度の出来形高予定額
×(前払金等の不払に対する工事中止)×(前払金等の不払に対する工事中止)

第39条 乙は、甲が第34条、第37条又は前条において準用する第32条の規定に基づく支払を超過し、かつ、乙が相当の期間を定めてしたその支払の請求にもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちに



(債務負担行為用)

工事請負契約書

この契約は、周南市議会の議決を経た後、周南市長が契約の相手方に對し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約の効力を生ずるものとする。

1 工事名 周南市防災行政無線施設整備工事

2 工事場所 周南市全域

3 工期 着手期日 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日
完成期日 平成24年3月31日

4 請負代金額 ^円 488,250,000 ※
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
^税 23,250,000 ※

5 支払条件 有 (手97,600,000※以内)
(1) 前金払 無
(2) 中間前払 有 (別紙)
(3) 部分払 完成検査合格後
(4) 完成払 別紙
(5) 年度別支払限度額 別紙

6 契約保証金 周南市契約事務規則第50条第2項による担保等

7 解体工事に要する費用等
該当無

周南市防災行政無線施設整備工事

特記仕様書

平成 22 年度

周 南 市

上旬頃までに屋外拡声子局の設置（鋼管柱の建柱のみ）を完了すること。

詳細な事項に関しては、契約後甲・乙の協議において決定する。

1-15 屋外拡声子局の試験運用

平成 22 年度に施工予定である屋外拡声子局 30 局については、平成 23 年 7 月上旬頃までに試験運用可能な状態とすること。

詳細な事項に関しては、契約後甲・乙の協議において決定する。

1-16 設置概要

(1) 固定系無線設備

防災対策本部設備	主卓（遠隔制御装置 A 型）	1 局（周南市役所）
18GHz 帯 FWA 無線機		2 局（周南市役所・周南市消防本部）
副卓（操作卓）		1 局（周南市消防本部）
屋外拡声受信装置（拡声子局）		114 局（徳山・新南陽区域）
再送信子局		3 局（徳山・新南陽区域）
60MHz 帯デジタル無線送受信機		2 局（大ヶ原中継所・千石岳中継所）

(2) 設置住所

周南市役所総務課	：周南市岐山通 1-1
周南市消防本部	：周南市新宿通 5 丁目 1 番 3 号
大ヶ原中継所	：周南市大字須々万本郷字大ヶ原 849 番地 1
千石岳中継所	：周南市大字高瀬字又二郎ヶ浴 1311 番地 2

1-17 検査

- (1) 中国総合通信局の無線局新設及び変更検査及び、甲の行う竣工検査を受けるものとする。
- (2) 甲の指示において工場検査、年度内出来高検査、中間検査、検収検査をうけるものとする。
- (3) これらの検査に必要な測定機器類は、すべて乙が準備し、検査に支障がないようにしなければならない。

1-18 完了及び引き渡し

甲の行なう竣工検査及び中国総合通信局の行なう検査をもって工事完了及び引き渡しとする。完了期限は、契約書に記載の工事竣工日とする。

1-19 施工上の注意事項

本施設設備は既設の消防設備無線網（消防多層無線装置：三菱製）を増改築し施工するもので、無線設備・局舎・電力等は総て運用中である。このため、ハードウェア・ソフトウェアインターフェイス等に関し、万全な方策により既存設備及び運用に支障がない様、運用管理部署への所定の手続き・承諾を受け、工事の施工を行うこと。

資料9

部長	課長	課長補佐	係長	係	処理要旨
					協議結果 一応

日本無線・市長協議（概要）

1. 日 時：11月2日（火）14:30～16:00

2. 場 所：本庁第2応接室

3. 出席者

日本無線側：■■■中国支店長、■■■山口営業所長

周南市：市長、副市長、手山部長、消防長、河川港湾課（廣谷）、消防本部（大西、小林）、防災危機管理課（藤井）

4. 内容

(1) インターフェースの接続確認について

日本無線：接続確認の4ヶ所については確認が取れた。

周南市：システム全体として繋がることが必要である。

(2) 納期について

日本無線：非常に厳しいと思っているので、市と相談させていただきたい。

（3月末は厳しいが、7月の運用開始までにはできると思っている）

周南市：安心、安全、命にかかる問題があるので、納期の延長は認められない。

(3) 案1の施工提案について

日本無線：端局を2つに分けた案1の提案要請あり

周南市：11月4日に提案依頼

(4) 消防多重と防災無線を繋げた実績について

周南市：消防多重と防災無線を繋げた工事実績について、質問

日本無線：消防多重無線との実績はない。

平成 22 年 12 月 10 日

2/5

周南市長 島 淳 勇 様

所在地 広島市中区八丁堀 14 番 4 号
 広島八丁堀第一生命ビルヂング 10F
 会社名 日本無線株式会社中国支店
 代表者名 支店長 楠山 善文

周南市殿の平成 22 年 11 月 30 日付け文書（周河第 991 号）の指示事項について

掲題の文書（以下「本件文書」といいます。）について、下記のとおり回答いたします。

なお、本件文書の第 4 項における「株式公開買付けが本工事に与える影響」については、本日付けで別途回答いたします。

弊社としても本工事の完工を達成すべく努力しておりますが、周南市殿におかれましては、本工事推進に向け下記の事情をご理解賜りますようお願い申し上げると共に、これら事情に基づきご協議頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

記

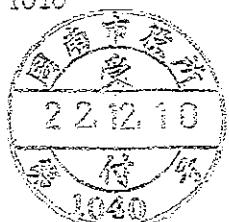
1. 周南市防災行政無線施設整備工事の工事仕様について

本件文書の第 1 項において、「当工事の設計図書（設計図、特記仕様書、図面一式）に基づいて、中國総合通信局及び関係機関との協議の上、システムの構築、施工を行うこと」とのご指示を頂戴しておりますが、中國総合通信局とご協議を行わせて頂く前提として、中國総合通信局との協議のベースとなる、周南市殿の意向を反映した設置計画書(案)が必要となります。

本年 9 月 10 日に中國総合通信局を周南市殿ご担当者様と弊社とで訪問、協議した際に、中國総合通信局から、特記仕様書に基づく設置計画書(案)では免許を出すことは約束できないとの指摘を受けると同時に、周南市殿のご判断を元に周南市殿と弊社の間で検討・協議を要する点についてもご指摘を受けております。これらに関しては、【添付 1】の工事打合せ録及び議事録のとおりです。（概略を申し上げますと、現行の設置計画書(案)が認められないとすると、拡声子局を効率的にカバーするための親局－中継局間の伝送に係る設置位置、使用周波数（チャンネル数）の設定、送信出力等を見直さざるを得ない等が挙げられます。）

設置計画書(案)の見直しにあたって、特記仕様書で指定された内容に変更が生じ機器構成が変わる場合、本工事において工程の手戻り、不要機器の調達、数量変更による納期遅延等が生ずる恐れがあります。このため、弊社から周南市殿宛ての平成 22 年 11 月 24 日付け回答文書（8MD-1638-101124-01）の第 1 項①、③で申し述べましたとおり、中國総合通信局との協議を行う前提として必要である設置計画書(案)が確定するまで、弊社では、特記仕様書のうち内容に変更が生じ得る部分に係る機器の調達・手配を行うことができません。

この点につきましては、弊社から周南市殿宛ての平成 22 年 11 月 24 日付け質問書（8MD-1638-101124-02）並びに平成 22 年 12 月 3 日付け再質問書において、周南市殿のご見解をお伺いしておりますが、周南市殿からの平成 22 年 12 月 6 日付け回答書（周河第 1010



号）において「中国総合通信局からの指摘事項に関しては、市が意思決定を行なう」とのご回答しか頂戴しておらず、何ら進展が見られない状況にございます。

回線構成、機器構成といったシステム構想の根幹を成す設置計画書(案)に対して、中国総合通信局より指摘を受けているものであり、これら指摘事項について不明瞭な状況が継続する場合、工期内の完工すら不可能となる懸念がありますので、改めて本書面を以って、添付いたしました【添付2】の各事項につきご回答頂きたくお願い申し上げます。

2. 工期及び納期について

本件文書の第2項において、「契約上の工期、平成22年度(平成23年3月末)及び平成23年度(平成24年3月末)の施工区分による納期、特記仕様書に記載された期限のそれぞれを遵守し、施工を進めること」とのご指示を頂いておりますが、弊社から周南市殿宛ての平成22年11月24日付け回答文書(8MD-1633-101124-01)の第2項②で記載しておりますように、特記仕様書に記載のある平成23年3月末の機器納入につきましては、既に数ヵ月間の遅延が見込まれております。(かかる遅延が生じた原因につきましては、その概略を【添付3】のとおり簡単に取り纏めておりますので、ご参照下さい。)

また、前述致しましたとおり、中国総合通信局からの指摘事項について周南市殿のご意向を明確にして頂かない限り、本工事を進める為の条件が整わないと、更なる遅延を引き起こしかねません。

既に工程に遅延が生じている前提をご理解頂きました上で、今後の対応につきご協議させて頂きたくお願い申し上げます。ご指示を頂きました「平成22年度中における計画・工程・スケジュール」につきましては、前述致しました中国総合通信局の指摘事項に関する関係者間における協議と並行し、周南市殿と弊社の間で今後の対応に関する協議が整い次第、提出させて頂きます。

3. 既設消防無線機器製作者からの確認書について

周南市殿より頂戴致しました、平成22年12月6日付け再質問に対する回答書(周河第1010号)において指定された書式に基づき、弊社と三菱電機との間でのインターフェース条件等技術的確認、検証結果を【添付4】として提出いたします。また、送信系統図【添付5】(施工計画図)において、当該技術的確認・検証の範囲を注記致しました。

仮契約以降、議論の対象となっていました、周南市殿がご要望の「承諾」、「承認」、「確認書」及び「確認書」といった書面については、周南市殿ご指定の【添付4】提出を以って完了したものと理解しております。

なお、弊社から周南市殿宛ての平成22年11月24日付け回答文書(8MD-1633-101124-01)の第1項①、②に記載しておりますように、この接続確認とは別に、特記仕様書通りでの施工により三菱電機に発注したとしても、消防回線の回線を含む既設多端局装置の各回線を相当程度停止しなければならない問題が生じます。(この問題を解消すべく、弊社よりご提案申し上げました機能分離案を、参考として【添付5】(機能分離案)に記載してございます。) この問題につきましても、未だ周南市殿と弊社との間で協議ができるない状況ですので、周南市殿が設計段階でご検討されたバックアップの方針等について、周南市殿のお考えをお聞かせ下さいようお願い申し上げます。

以上

平成22年12月10日

日本無線株式会社 中国支店 御中

所在地 広島市中区中町7-32 三洋ビル
 社名 三菱電機株式会社 中国支社
 代表者 支社長 安田 健

周南市防災行政無線施設整備工事における既設消防多重無線施設との接続確認について

周南市防災行政無線施設整備工事に関して、既設消防無線施設製作社である三菱電機(株)と、今回の工事受注社である日本無線(株)とが、工事特記仕様書に基づいて、インターフェイス条件等技術的確認・確認作業を行った結果は以下のとおりです。

記

1. 技術的確認を行う仕様

周南市防災行政無線施設整備工事 特記仕様書P12「3-8 納入品目一覧表（主要機器）」の
 インターフェイスイコンバータ、多重端局装置、既設多重端局装置増設、継同期装置
 別紙2参照

2. 技術的確認の結果

上記「1. 技術的確認を行う仕様」に基づいて技術的確認を行った結果、接続確認は下記のとおりです。

確認項目	確認状況
① 4W インターフェイス	接続確認済・接続未確認
② V. 24 インターフェイス	接続確認済・接続未確認
・物理インターフェイス	接続確認済・接続未確認
・論理インターフェイス	接続確認済・接続未確認
a 制御動作パターン	接続確認済・接続未確認
b フロー制御	接続確認済・接続未確認
③ イリーガル処運動作	接続確認済・接続未確認
④ G. 703 (6, 3M) インターフェイス	接続確認済・接続未確認

3. その他

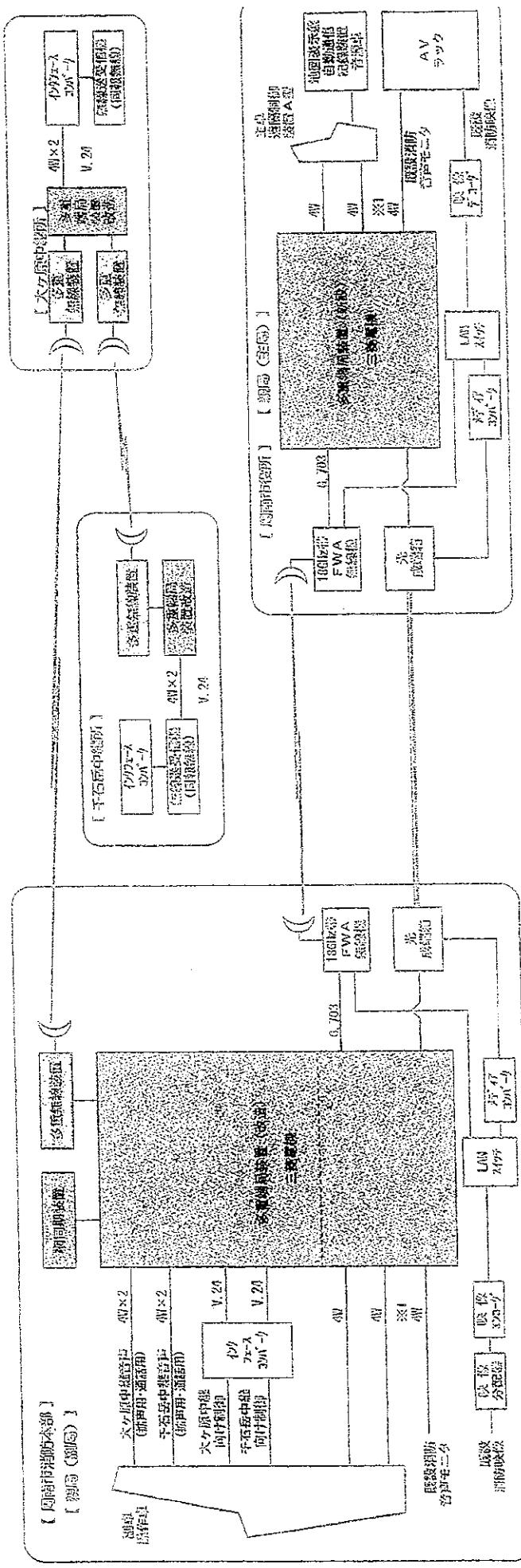
- ①弊社責任範囲は、新設多重装置の市役所ー既設多重端局装置の消防本部間、消防本部一大ヶ原間、消防本部一千石岳間の音声回線並びにデータ回線の開通までとします。
- ②貴社ご担当範囲の同報無線設備との接続試験方策書、現地機器設置に関する切替手順方策書については、別途ご提示願います。

以上

別紙2

[福島市消防本部] 消防課 指揮系統圖

(設計平面図)



※1：既設消防音響モニタは11月5日打合せに於いて、当消防署が本部より要請しない旨連絡ありました。

部長	課長	課長補佐	係長	係	処理要旨
					協議結果
					一応

日本無線・市長協議（概要）

1. 日 時：11月2日（火）14：30～16：00

2. 場 所：本庁第2応接室

3. 出席者

日本無線側：中国支店長、山口営業所長

周南市：市長、副市長、手山部長、消防長、河川港湾課（廣谷）、消防本部
(大西、小林)、防災危機管理課（藤井）

4. 内容

(1) インターフェースの接続確認について

日本無線：接続確認の4ヶ所については確認が取れた。

周南市：システム全体として繋がることが必要である。

(2) 納期について

日本無線：非常に厳しいと思っているので、市と相談させていただきたい。

(3月末は厳しいが、7月の運用開始までにはできると思っている)

周南市：安心、安全、命にかかわる問題であるので、納期の延長は認められない。

(3) 案1の施工提案について

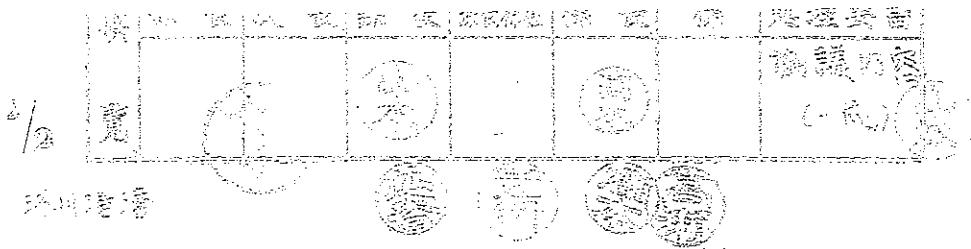
日本無線：端局を2つに分けた案1の提案要請あり

周南市：11月4日に提案依頼

(4) 消防多重と防災無線を繋げた実績について

周南市：消防多重と防災無線を繋げた工事実績について、質問

日本無線：消防多重無線との実績はない。



防災行政無線に関する基本的問題との協議（摘要）

1. 日時：平成22年12月16日 15：40～17：10

2. 場所：市長室

3. 出席者

日本無線㈱：(略)中國支店長、(略)所長

中國電通技術：(略)

周南市：市長、副市長、手山部長、吉本部長、山本消防長、總務課（近光課長）、防災危機管理課（山本課長）

4. 内容

(1) 日本無線㈱が三義電機㈱に提出した平成22年12月6日付け文書及び11月30日付け文書の内容説明について

平成22年12月6日付け文書は、周南市から依頼のあった接続確認について三義電機㈱に回答を依頼した文書である。12月6日文書は、三義電機㈱から内容の提示を受け、特に問題はないと判断して、それに沿って日本無線㈱から送付したものである。

(2) 周南市が平成22年11月30日付けで提出した回答の確認について

日本無線㈱が、12月10日に提出した「周南市殿の平成22年11月30日付け文書（周河第991号）の指示事項について」の文書について、可否の確認を行なった。
「1. 周南市防災行政無線施設整備工事の工事性質について」は、中國総合通信局との連携等を進める必要があるものの、特許の権利とおりの施工は可能であるとの回答を得た。

「2. 工期及び納期について」は、平成24年3月末までの工期内には完了する。ただし、平成23年3月末ということに関しては、不可能であるとの回答だが、それに關しては、それなりの事情があり再三「協議をさせていただきたい」との申出があった。

市：3月末までに納入すること。

「3. 施設消防無線装置製作業からの確認書について」は、周南市が求めた「周南市防災行政無線施設整備工事における既設消防多重無線施設との接続確認について」該款はなかった。

市：消防無線を含めたシステム全体の確認書の提出を求めた。

「4. 格式委嘱書交付について」は、友好的なものであり、今回の整備工事に何ら影響はないとの回答であった。

結果的に、周南市が提出した指示事項のうち工期及び納期については困難であるということから、吉本無線㈱として、どう判断するかの回答を求めたところ、近日中に何とかの判断を示すため來院されることとなる。